

第 3 章

子供・子育て支援施策の具体的な展開

- 1 目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり…94
 - (1) 妊娠・出産に関する支援の推進
 - (2) 安心できる小児・母子医療体制の整備
 - (3) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実
 - (4) 子供の健康の確保・増進
- 2 目標2 乳幼児期における教育・保育の充実…………… 106
 - (1) 就学前教育の充実
 - (2) 保育サービスの充実
 - (3) 認定こども園の充実
 - (4) 就学前教育と小学校教育との連携
- 3 目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実…………… 112
 - (1) 子供の生きる力を育む環境の整備
 - (2) 次代を担う人づくりの推進
 - (3) 放課後の居場所づくり
- 4 目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実…………… 124
 - (1) 子供の権利擁護の取組
 - (2) 子供の貧困対策の推進
 - (3) 児童虐待の未然防止と対応力の強化
 - (4) 社会的養護体制の充実
 - (5) ひとり親家庭の自立支援の推進
 - (6) 障害児施策の充実
 - (7) 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援
 - (8) 外国につながる子供等への支援について
- 5 目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備…………… 136
 - (1) 家庭生活と仕事との両立の実現
 - (2) 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進
 - (3) 子供の安全を確保するための取組の推進
 - (4) 良質な住宅と居住環境の確保
 - (5) 安心して外出できる環境の整備
 - (6) 子供・子育てを応援する機運の醸成

目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり

安心して子供を産み育てるためには、必要な医療や子育て支援サービスを適切に利用できることが必要ですが、周囲に相談できる相手がいない、必要な情報が得にくいなどにより、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊婦や保護者が少なくありません。

サービスや情報提供を充実するとともに、妊婦等の心身の状態や家庭の状況を早期に把握し、ワンストップで必要な支援につなげる体制の整備など、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みを整えていきます。

【1 妊娠・出産に関する支援の推進】

- 若い世代が妊娠・出産に関する正しい知識を持ち、将来のライフプランを描けるよう普及啓発を行うとともに、女性の心身の健康等の相談に対応します。
- 保険診療が適用されない特定不妊治療の費用の一部を助成するとともに、早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始できるよう、不妊検査及び一般不妊治療費の一部を助成します。
- 妊娠はするものの、流産や死産、早期新生児死亡を繰り返し、結果的に子供を持たないとされるいわゆる不育症について、リスク因子を特定し、適切な治療及び出産につなげるため、検査費用の一部を助成します。
- 妊婦に対して早期の医療機関受診と妊娠の届出及び定期的な妊婦健康診査の受診を促すための普及啓発を行うとともに、悩みを抱える妊婦等の相談に対応します。
- 悩みを抱える妊婦等の相談において、継続した支援の必要な方が適切な支援につながるよう、区市町村へ情報提供を行うとともに、必要な場合は、未受診の妊婦に対して、民間機関を活用して産科等医療機関への同行支援などを行います。
- 母子の健康を守るため、妊娠期の健康や子育て、事故防止等に関する情報発信を行うとともに、子供の健康や小児救急の相談に対応します。
- 妊娠期から子育て期にわたって、きめ細かな支援が切れ目なく行えるよう、母子保健部門と子育て支援部門等が連携して専門職による継続的な状況把握やサポートを実施する区市町村を支援し、子育て世代包括支援センターの設置促進を図ります。
- 産後間もない産婦の健康診査や、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケアの取組を一層推進するため、区市町村を支援します。
- 産後の家事・育児の負担軽減を図り産後うつ等を未然に防止するため、子供を出産した世帯に対し、家事育児サポーターを派遣する区市町村を支援します。
- 多胎児を育てる家庭は、同時に複数の子供の育児をすることによって、身体的・精神的負担がより大きくなるため、母子保健事業利用時の移動や家事・育児をサポートする区市町村を支援します。

【2 安心できる小児・母子医療体制の整備】

- 東京都こども救命センターの運営をはじめとし、小児の救急医療体制を確保するとともに、周産期母子医療センターの整備やNICU^{*}の確保、母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営など、ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児等に対応する体制を整備します。

※NICU：新生児集中治療管理室（Neonatal Intensive Care Unit）。新生児の治療に必要な保育器、人工呼吸器等を備え、24時間体制で集中治療が必要な新生児のための集中治療室

【3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実】

- 区市町村が、子育て支援施策の実施主体として、子供家庭支援センターを中心に、様々な相談支援やサービス提供の充実を図るとともに、地域のネットワーク強化を図ることができるよう支援します。
- 虐待相談や虐待の恐れのある家庭への支援を身近な地域で行う経験豊富な虐待対策ワーカーの配置の支援、また、行政機関・学校・医療機関等地域の関係機関が一堂に会して要保護児童等の支援体制の整備や個別の支援方法等を検討する要保護児童対策地域協議会の円滑な開催に向けた事務支援、さらに、平日夕方以降や休日の相談体制の確保に向けた支援を通じて、子供家庭支援センターの更なる体制強化を図ります。
- また、何らかの支援が必要な子供や保護者を早期に発見し、適切な支援につなげられるよう、アウトリーチ型支援を充実させるとともに、専門性向上に資する研修を実施することで、地域の支援体制を強化していきます。
- 子育てひろばが、親子にとって気軽に出かけられ相談できる場としての役割を担いつつ、在宅で子育てをしている親子の孤立化を防ぎ、子育てに対する不安を身近な地域で解消できる機能も果たせるよう、地域支援や利用者支援を行う子育てひろばの拡充を図ります。
- また、障害の有無にかかわらず、全ての親子が子育てひろばを気軽に利用できる環境を整備するため、障害や発達に関する相談支援を行う専門職を配置するモデル事業を実施するとともに、職員の専門性向上に向けた研修を実施します。
- 保護者が適切に子育て支援策に結びつくよう、子育て家庭の多様なニーズの把握、子供・子育て支援に関する情報提供、必要に応じた相談・助言及び関係機関調整などを行う区市町村を支援します。
- 家事援助等の訪問支援やショートステイ事業などの様々な子育て支援策について、子育て家庭のニーズを踏まえて適切にサービス提供できるよう、区市町村の体制整備を促進します。

【4 子供の健康の確保・増進】

- アレルギー疾患のある子供やその保護者が、正しい知識を持って適切な日常生活を送ることができるよう普及啓発を行うとともに、学校や保育所等における事故予防や、緊急時に適切に対応ができるための人材育成を支援します。
- 子供たちが食に関する判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図っていきます。

第3章

子供・子育て支援施策の具体的な展開



目標1 【1 妊娠・出産に関する支援の推進】

妊娠・出産に関して普及啓発や情報提供、相談対応等を行うとともに、妊娠期からの切れ目ない支援を行う区市町村を支援します。

ライフステージに応じて施策を展開

	妊娠前	妊娠期	子育て期
課題	妊娠・出産に関する知識不足		
	晩婚化の進行による初産年齢の上昇		
主な取組	育児の孤立化による不安感・負担感の増大		
	■妊娠適齢期等に関する普及啓発 若い世代の男女を対象に、妊娠適齢期や不妊に関する知識の普及啓発を行う。	■妊娠相談ほっとライン 妊娠・出産に関する様々な悩みについて、看護師等の専門職が電話やメールでの相談に対応し、適切な支援につなげる。	■「子供の健康相談室」(小児救急電話相談(#8000)) 子供の健康や救急に関する相談に対し、看護師や保健師(必要に応じて小児科医師)が対応する。
	■女性のための健康ホットライン 女性の心身の健康に関する悩みに看護師等の専門職が電話とメールで相談に対応する。		
	■不妊・不育ホットライン 経験のあるピアカウンセラーが不妊・不育に関する悩みについて、電話で相談に対応する。	■TOKYO子育て情報サービス 妊娠や子育て、子供の事故防止等に関する情報をインターネットにより提供する。	
	■不妊検査・不妊治療費助成 早期に検査を受け、必要な治療を開始できるよう、不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成する。 特定不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の費用の一部を助成するとともに、男性不妊治療の費用の一部を助成する。	■とうきょうママパパ応援事業 子育てに対する不安感を軽減するため、妊娠・出産からの切れ目ない支援を充実・強化し、全ての子育て家庭に対して妊娠期から専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、多胎児や多子世帯等、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行う区市町村を財政的に支援する。 <<主要事業>> ○育児パッケージ配布 ○保健師等専門職による妊婦全数面接 ○産婦健康診査 ○産前・産後サポート事業 ○産後ケア事業 ○産後家事・育児支援事業 ○多胎児家庭支援事業 ○人材育成 ○ファーストバースデーサポート	
	■不育症検査助成 妊娠はするものの、2回以上の流産や死産、早期新生児死亡を繰り返し、結果的に子供を持っていないとされるいわゆる不育症について、リスク因子を特定し、適切な治療及び出産につなげるため、検査費用の一部を助成する。	■妊婦健診受診促進 妊婦に対して、早期の医療機関受診と妊娠の届出、妊婦健康診査の定期的な受診を促すための普及啓発を行う。	■在宅子育てサポート事業 保育サービスを利用していない3歳未満の子供を持つ家庭に対し、家事支援サービスの利用支援を行うことで保護者の負担を軽減し、在宅で子育てをする家庭を支援する。

目標1 [2 安心できる小児・母子医療体制の整備]

限られた医療資源を最大限に活用しながら小児・周産期医療体制を確保します。

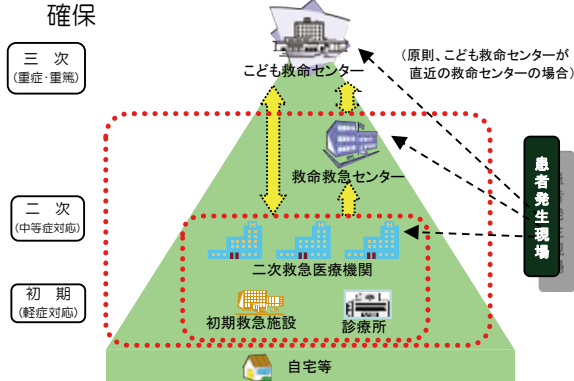
小児救急医療体制の確保

○ 東京都こども救命センターの運営

- ◆ 他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う施設を都内4か所指定
- ◆ 救命治療の他に、小児医療連携の拠点として、日頃から連携する医療機関等と積極的に情報共有するほか、円滑な連携体制の維持・促進に努めるとともに、小児臨床教育の拠点機能として、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施

○ 小児救急医療体制の確保

- ◆ 小児の初期救急から三次救急までの救急医療を整備し、安心できる小児救急医療体制を確保



周産期医療体制の確保

○ NICUを340床確保

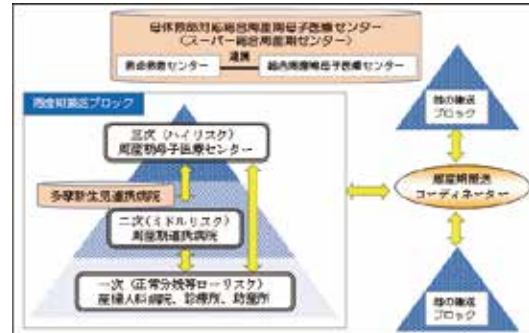
- ◆ ハイリスク妊産婦や高度医療が必要な新生児等に対する医療を提供する周産期母子医療センターを整備するとともに、増加傾向にある低出生体重児の医療に対応するため、令和5年度末まで都全域で周産期母子医療センター及び周産期連携病院にNICUを340床確保

○ 母体救命対応総合周産期母子医療センターの整備

- ◆ 緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」を指定

○ 周産期医療ネットワークグループの構築

- ◆ 一次から三次までの医療機関の機能分担と相互の連携により、身近な地域でリスクに応じた周産期医療が提供される体制を構築



医師確保対策の推進

○ 医師の勤務環境改善や復職支援

○ 医師奨学金の貸与

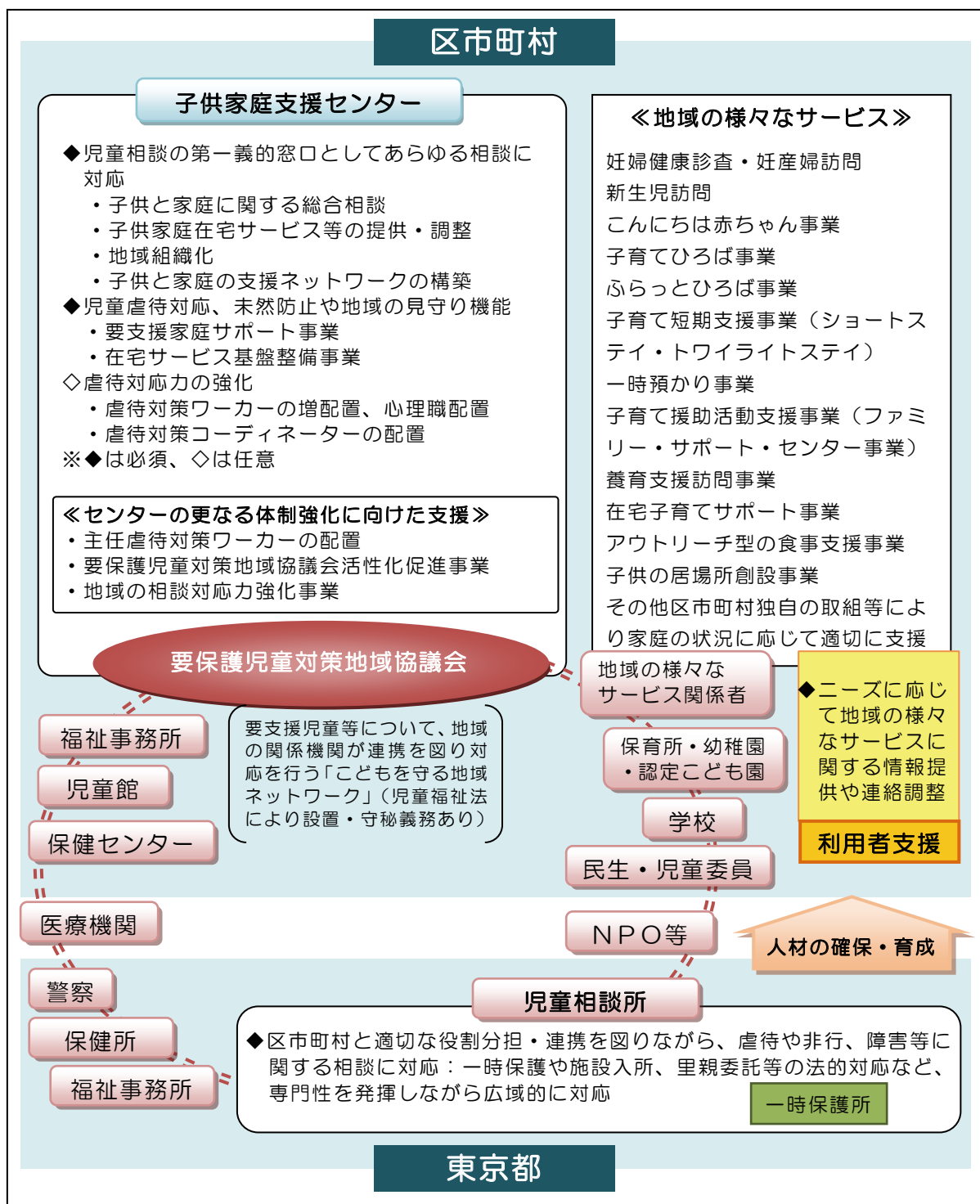
- ◆ 小児、周産期医療等に従事する医師を確保するため、これら分野に従事する意思のある学生を対象に奨学金を貸与（一定期間従事することにより返還を免除）

○ 小児救急医療を担う人材の育成

- ◆ 都内の救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専門的な研修を実施

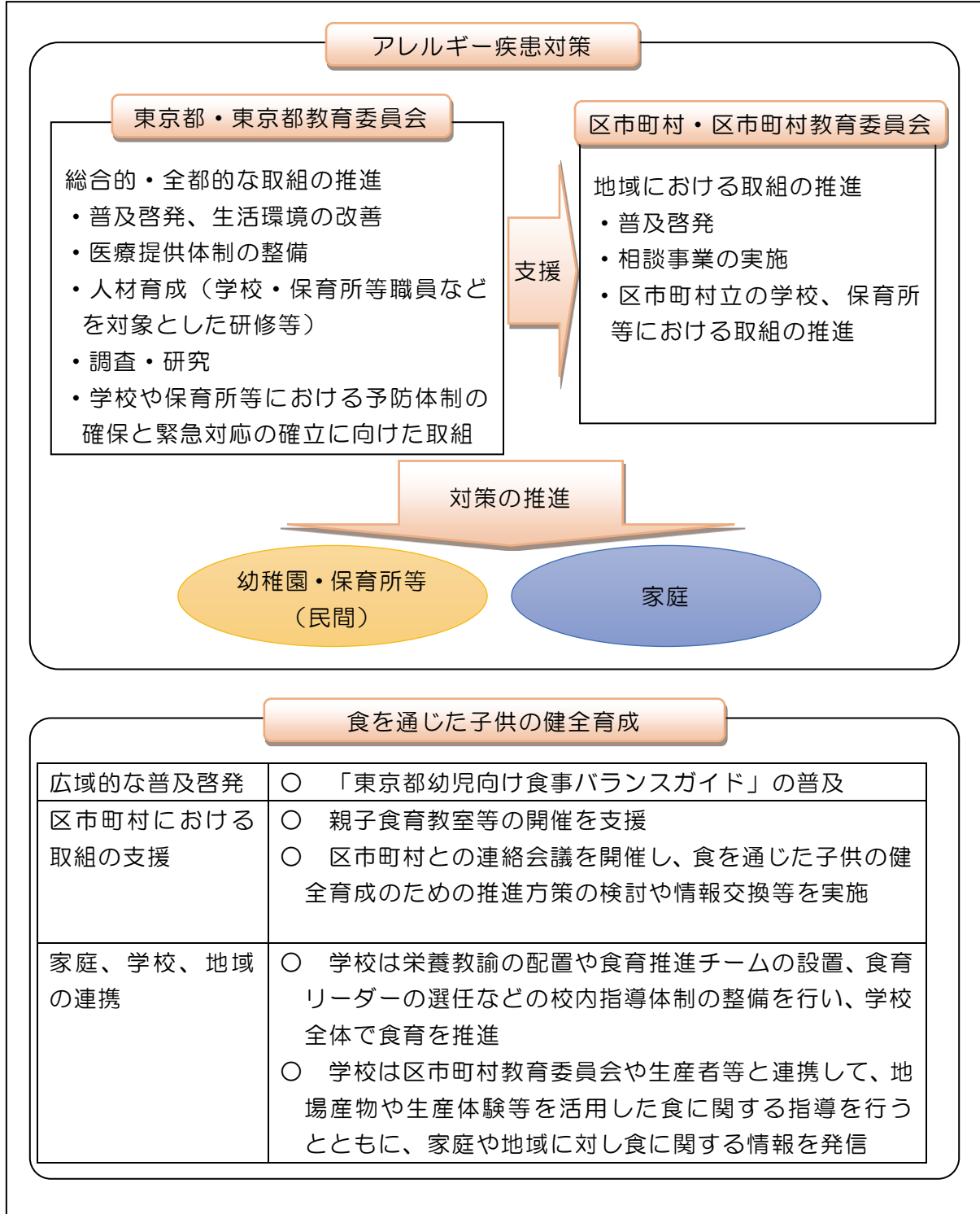
目標1 【3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実】

全ての子育て家庭が、状況に応じて適切な支援を受けられるよう、妊娠期からのサービスの拡充と切れ目ない支援体制の構築を進める区市町村を支援するとともに、それを支える人材の育成を図ります。



目標1 【4 子供の健康の確保・増進】

アレルギー疾患の予防や対策を進めるとともに、生涯にわたる健康づくりのため、健全な食生活が身につくよう支援します。



第3章

子供・子育て支援施策の具体的な展開



子供の意見を聴きました① ～東京都立南葛飾高等学校～

○ 令和元年12月、東京都立南葛飾高等学校において「安心して子供を産み育てられる社会～東京都の子育て支援～」をテーマに、都内の子育て家庭の現状や都の取組について説明を行い、1年生の子供たちから意見を聴きました。



○ 子供たちは、都の調査において、ほとんどの親が「子供ができてよかったと思う」反面、父親の約7割、母親の約9割が「子育てでイライラすることがある」と回答していることや、子供家庭支援センターにおける相談対応件数が増加していることについて学ぶとともに、ゆりかご・とうきょう事業や子育てひろばなどの子育て家庭を支援する取組について説明を受けました。また、都や区市町村の子育て支援サービスが、十分に知られていないという課題があることも知りました。その上で、「都の取組についてどう思うか」「支援を必要とする人に情報を届けるためにどんな取組が効果的か」をグループで話し合い、意見を発表しました。

○ 子供たちからは、「子育てに悩んでいる親がたくさんいることを知って、相談窓口があることがとても大切だと思った」「子育てひろばに行きやすいよう、もっと数を増やした方がいい」という意見のほか、「学生が小さな子供と触れ合う機会があると子育てを身近に感じられる」「親が理想にこだわり過ぎて、子供に押し付けてしまうこともある。親自身が子育てについて学べるところがあるといい」という提案もありました。

○ また、支援を必要とする家庭にサービスに関する情報が届くよう、「病院でお医者さんから説明したらどうか」「子連れが多いショッピングセンターにポスターを掲示する」「テレビのCMのほか、SNSや動画配信を活用する」「OSEKKAIくんの着ぐるみでアピールする」など、多くの意見が出されました。

○ 授業の締めくくりに、「とうきょう子育て応援ブック」を配布し、講師から「子育てを助けてくれるサービスがたくさんあるので、相談したり、SOSを出したりすることをためらわないでほしい」と呼びかけたところ、授業後に実施したアンケートでは、「子育てについて考えるきっかけになった」「これほど多くの子育て支援の取組があることに驚いた」「都の取組を知ることができてよかったので、周りの人にも教えたい」などの感想が多く寄せられました。



<家庭科担当の先生から一言>

今回の出前授業は、次世代を担う生徒たちにとって非常に意味のあるものとなりました。今回学んだことが、やがて子育て世代となる若者の間で共有され、誰にとっても子育てのしやすい環境となることを期待したいです。

関連事業一覧（再掲）

6	とうきょうママパパ応援事業
10	TOKYO子育て情報サービス
39	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
40	子供家庭支援センター事業
41	養育支援訪問事業
51	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）の充実
52	子供を守る地域ネットワーク機能強化事業
56	利用者支援事業
156	高等学校「家庭」における保育体験活動の充実

主な事業の紹介

「とうきょう子育て応援ブック」を発行 ～子育ての“困った”をサポートします。～

- 東京都では、子供の年齢や困りごとの内容に合わせて、東京の子育て支援情報を掲載した「とうきょう子育て応援ブック」を発行し、都内の区市町村や小学校等を通じて、子育て家庭に配布しています。
- 冊子では、子育てのいろいろな“困った”をテーマ別に、どんなサービスが受けられるのかを紹介しています。
- 子育てに悩んだとき、不安になったときは、ひとりで無理をせずに、この冊子を開いて、様々な子育て支援のサービスを利用してみてください



【内容】

- ① 子供の居場所を探したい！（子育てひろば、子供食堂 など）
- ② 子育てをサポートしてほしい！（一時預かり など）
- ③ 子供の勉強をみてほしい！（学習支援、地域未来塾 など）
- ④ お金のサポートを受けたい！（各種手当・貸付制度 など）
- ⑤ 仕事を探したい！（東京しごとセンター など）
- ⑥ 住まいを探したい！（都営住宅、公社住宅 など）
- ⑦ 相談したい！（子供家庭支援センター など）

※ホームページ

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/koho/ouenbook.html>



子供の意見を聴きました② ～日野市立平山中学校～

○ 令和元年11月、日野市立平山中学校において「子供をサポートできる社会～SOSを受け止めます」をテーマに、都の相談窓口について出前授業を行い、3年生の子供たちから意見を聴きました。

○ 子供たちは、子供の権利擁護専門相談事業 やLINE相談（子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京）などの都の取組について説明を聞いた後、「どんな相談窓口があれば利用したいと思うか」「相談窓口を知ってもらうためにはどうしたらよいか」をグループで話し合い、意見を発表しました。

○ 子供たちからは、「見知らぬ大人に相談する気にはならない」「自分のことを知られることに抵抗がある」などの否定的な意見もありましたが、「どんな人が相談対応をしているのかがわかれば相談する気になるかもしれない」「実際に相談した人の感想を知りたい」という意見もありました。そのほか、「同じ世代であれば悩みを打ち明けやすいのではないか」「子供が出入りしやすい場所で相談できるとよい」という意見も出されました。

○ 都の取組については、ほとんどの子供が「初めて知った」という反応で、周知方法に課題があることが浮き彫りになりました。匿名で相談できるLINE相談については「とてもいいと思う」「使ってみたい」という意見が多かったにも関わらず、認知度が低かったことから、子供への周知方法について活発に意見が出されました。

○ 子供に知ってもらうために、「グッズを配布する」「校内にポスターを掲示する」「YouTubeの広告に載せる」という広報活動のほか、「出前授業で紹介するとよくわかる」「スマホのアプリに初期設定したらどうか」という意見も出てきました。

○ 子供がSOSを発信できる仕組みを整えることは、子供の権利を守るために重要な取組です。利用につなげるための工夫や事業の周知方法について多くのアイデアをいただいたので、今後、できることから取り組んでいきます。



<社会科担当の先生から一言>

生徒が、社会のサポート制度について身近に関われる機会が少ない中、実際に都の職員の方に授業を行っていただくことは貴重な体験でした。「どんな相談窓口があれば、利用してみたいか？」や「窓口を知ってもらうためには、どうしたらよいか？」と言った問いが、生徒の主体性を生み、様々な角度から充実した対話がなされていたのは素晴らしいと感じました。

関連事業一覧（再掲）

40	子供家庭支援センター事業
49	子供の居場所創設事業
52	子供を守る地域ネットワーク機能強化事業
54	4152（よいこに）電話
55	児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業
130	スクールサポーター制度
143	教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン
178	子供の権利擁護専門相談事業
225	児童相談所の体制と取組の強化

主な事業の紹介

子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京

～（児童虐待を防止するためのLINE相談）～

今や多くの人々が利用しているSNS。なかには、電話などよりも使いやすく親しみがある、という人もいるのではないのでしょうか。

東京都では、無料通話アプリ（LINE）を活用した相談窓口を設置し、親子のかかわりで困っていることや子育ての悩みなどの相談を受け付けています。

「親の気持ち・子の気持ちがわからない」

「一番身近な家族のこと。相談したくても、知っている人には相談しづらい」

こういったことも、LINEでなら、話せるかもしれません。ひとりで抱え込まず、気軽に相談してみてください。

相談を聴くのは、公認心理師等の資格を持っている人などの、専門の相談員です。

どんな相談にも、一人ひとりの思いを大切に、皆さんに寄り添いながらお話を伺います。

対 象：都内在住の児童（18歳未満）・保護者
 相談対応時間：平日 午前9時～午後11時
 土、日、祝日 午前9時～午後5時
 （令和2年4月現在）



[友だち登録用QRコード]

目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、質の高い教育・保育が求められています。

多様化するニーズに対応するとともに、質の高い教育・保育が確保されるよう、必要な支援を行います。

【1 就学前教育^{※1}の充実】

- 乳幼児期からの子供の教育支援を地域に定着させる取組等を推進します。
- 乳幼児期の発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム改訂版」等指導資料の普及・啓発を図り、区市町村や学校法人等と連携して、都内の幼稚園、保育施設及び認定こども園における質の高い就学前教育を推進します。
- 都内の3歳から5歳までの就学前児童の約5割が幼稚園に就園し、うち私立幼稚園に在園する園児の割合は約9割を占めています。建学の精神に基づく様々な特色ある教育活動を行っており、量・質ともに重要な役割を担う私立幼稚園に対し、教育条件の維持向上等を目的とした支援をはじめ、預かり保育に対する支援、保護者の経済的負担の軽減を目的とした支援を行います。

※1 就学前教育：幼稚園、保育施設及び認定こども園における小学校就学前の子供に対する教育。本計画においては、乳幼児期における家庭教育を包含

【2 保育サービスの充実】

- 依然として高い保育ニーズに対応するため、令和4年度までに42,000人分の保育サービスの確保が必要です。そのため、地域の実情に応じて様々な保育サービスを組み合わせ提供する区市町村や事業者を支援していきます。
- また、保育ニーズの変化にきめ細かく対応できるよう、認可保育所や認証保育所の空き定員を有効活用して、保育の受け皿確保に取り組む区市町村を支援していきます。

<保育サービスの利用児童数見込み> 各年4月1日現在の対前年の利用児童増加数

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
14,000人	14,000人	14,000人	2,000人	2,000人

※ 令和5年、令和6年については、令和4年度の計画の中間見直しにおいて、必要に応じて見直し

- 特に配慮を要する子供が増加する中、これまでの病児保育、障害児、アレルギー児などへの支援に加え、医療的ケアが必要な児童（以下「医療的ケア児」という。）の受入体制の整備や外国につながる子供への対応など、ニーズに応じた多様な保育サービスを提供する区市町村や事業者を支援していきます。

- ライフスタイルや就労形態が柔軟化・多様化する中、夜間保育や休日保育などを行う区市町村や事業者を支援していきます。
- 働きながら複数の子供を持ちたいと願う方々が、安心して子供を産み育てられるよう、多子世帯の保育料の負担軽減を図ります。
- 子供のより良い育ちに資するため、保護者に対する支援や、良質な保育環境の提供が必要です。
- そのため、第三者評価の受審促進、区市町村と連携した効果的な指導監督を行います。また、保護者支援や配慮が必要な子供への保育力の強化など、保育従事者の資質の向上に必要な研修を受講できる環境を整えます。
- 子供の健康及び安全の確保のため、子供の健康支援、食育の推進、施設における環境及び衛生並びに安全管理、災害への備えなど保育所保育指針で示されている内容を踏まえながら、散歩等の園外活動も含め、事故防止及び事故発生時の迅速かつ適切な対応を図られるよう、区市町村と連携しながら取り組んでいきます。
- 都内の自然環境を活用して保育を行う東京都版保育モデルを作成し、保育所等に広く還元していきます。

【3 認定こども園の充実】

- 区市町村における設置計画を基本とした目標設置数を設定し、区市町村が地域の実情に応じて認定こども園を設置する取組を支援します。

<認定こども園の目標設置数> 各年4月1日現在（累計）

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
153か所	159か所	161か所	166か所	182か所

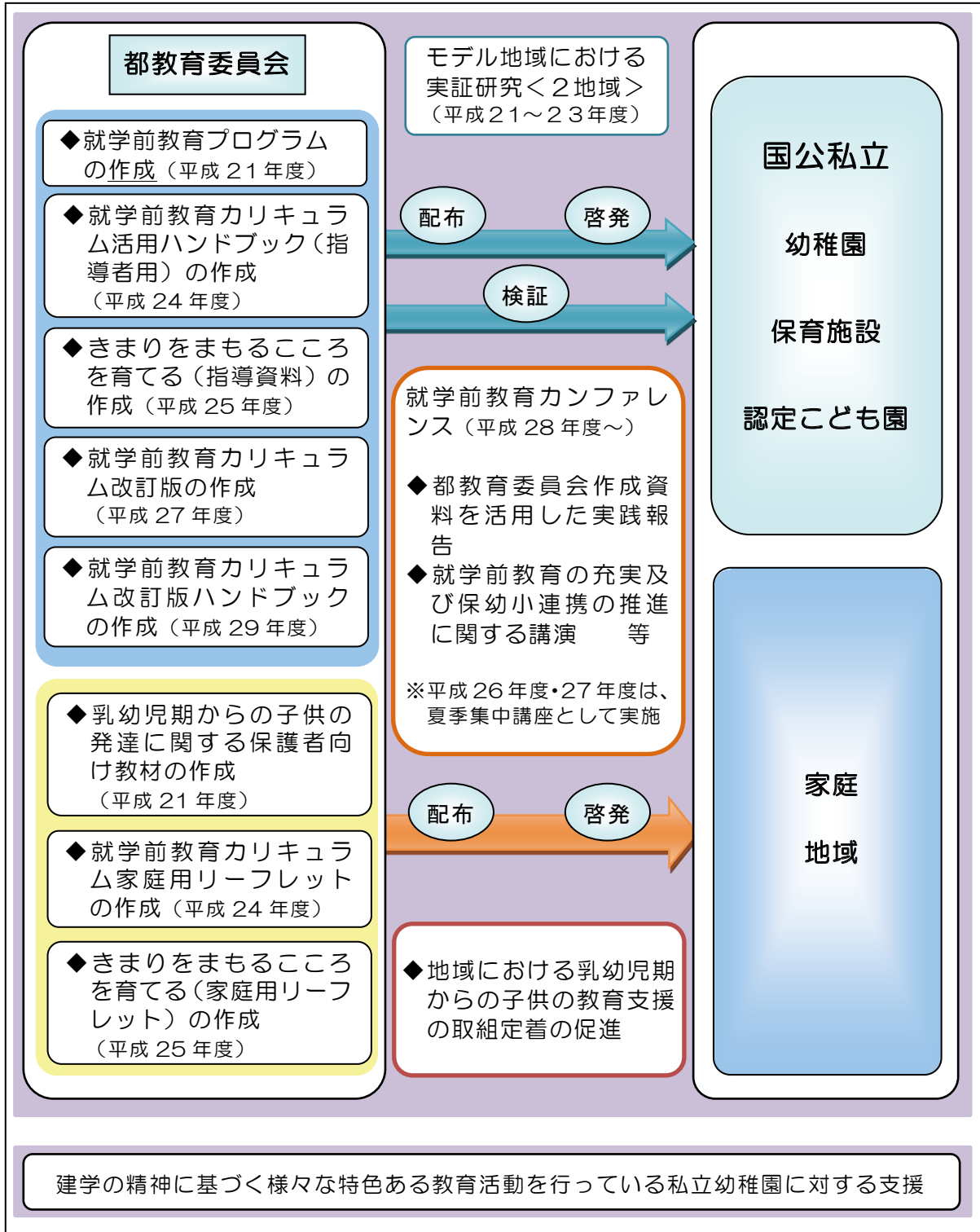
【4 就学前教育と小学校教育との連携】

- 幼児が生きる力^{※2}の基礎を身に付け、小学校入学後の学習や集団生活に適応できるよう、「就学前教育カリキュラム改訂版」及び「就学前教育プログラム」の活用を促進するとともに、保育者や小学校教員を対象とした研修会等を開催するなど、区市町村や学校法人等と連携して就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図っていきます。
- また、就学前教育及び小学校教育のより一層の充実を図るために、幼稚園の5歳児から小学校低学年をひとまとまりとした教育課程を研究・開発するとともに、教育課程に基づいた実践及び効果検証を進めます。

※2 生きる力：変化の激しいこれからの社会を生きる子供たちに身に付けさせたい、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力

目標2 【1 就学前教育の充実】

乳幼児期からの子供の教育支援を地域に定着する取組や、幼稚園、保育施設及び認定こども園における質の高い就学前教育を推進します。



目標2 【2 保育サービスの充実】

誰もが必要な保育サービスを利用できるよう、多様な保育ニーズに対応する質の確保された保育サービスの拡充を促進します。

< 保育ニーズの状況 >

需要の動向

- 保育サービス利用率の上昇、共働き家庭の増加
- 利用児童数の増加

多様なニーズ

- 多様な働き方に対応する延長保育や夜間・休日保育
- いざという時の病児保育 等

保育の質を支える要素

- 質の高い人材の確保・育成
- 児童の安全や保育の質を守るしくみ

高い保育ニーズに対応する取組

～需要見込みを踏まえた確保量（利用児童増加数）～

R2	R3	R4	R5	R6
14,000	14,000	14,000	2,000	2,000

※令和4年度までに必要な保育士数 28,000人

◆確保方策に対する支援◆

- 施設整備の支援
 - ・ 保育所等の整備費に係る区市町村や事業者の負担を軽減するとともに、建築資材等の高騰に対応するため「高騰加算」を上乗せ
- 用地確保の支援
 - ・ 所有地の減額貸付や、国有地及び民有地の借地料補助等

多様なニーズへの対応

◆多様な保育サービスの整備を支援◆

- 延長保育や夜間保育などの大都市ニーズや、比較的短時間の保育サービスを定期的に活用する短時間勤務等への対応
- 一時預かりや、病児保育、アレルギー児、障害児、医療的ケア児等への対応
- 多様な働き方に対応するため、都独自の定期利用保育やベビーシッター活用を引き続き実施
- 都独自の子育て推進交付金や保育サービス推進事業のほか、国事業の活用等により、地域の実情に応じて多様な保育サービスの拡充に取り組む区市町村や事業者を支援

保育の質の確保

◆保育の質の維持・向上にむけた取組◆

- 第三者評価の受審促進
 - ・ 第三者評価の受審に要する経費を引き続き支援することなどにより、受審を促進
- 情報公表
 - ・ 認可・確認情報の適切な公表
- 指導検査や事故時の対応
 - ・ 区市町村と連携した効果的な指導監督を実施
 - ・ 事故防止及び事故発生時の迅速かつ適切な対応と再発防止策の徹底

人材の確保

◆保育人材の確保・定着◆

- 資格取得支援と、就職・定着支援
 - ・ 保育士資格取得に要する費用を補助
 - ・ 就職支援と就職後のフォローや就職相談会の実施、宿舍借り上げ支援などを実施

◆保育人材の資質向上◆

- 研修の実施
 - ・ 認可外保育施設に対する研修の実施や、区市町村等が行う研修に係る経費を補助
- キャリアパスの実施に向けた支援
 - ・ 職責等に応じた処遇を実現するキャリアパス導入に取り組む事業者を支援
 - ・ 保育士等キャリアアップ研修の実施を支援

目標2 【3 認定こども園の充実】

都は、新制度の実施主体である区市町村が、地域の実情に応じて認定こども園を含む教育・保育施設の整備に取り組めるように支援を行っていきます。

認定こども園の特徴

幼児教育・保育の一体的提供
一つの施設が幼稚園機能と保育所機能を有しているため、保護者の就労状況が変化しても、引き続き同一施設の利用が可能

地域における子育て支援機能
すべての子育て家庭を対象に、育児相談や、一時預かりなど、子育て支援を実施

認定こども園の整備

開設準備費補助

国の補助制度に加えて、国の補助制度の対象にならない地方裁量型認定こども園等についても、都独自に施設整備費補助を実施

移行施設の取扱い

事業者が認定こども園への移行を希望する場合には、意向を踏まえつつ、地域の実情に応じ、基準を満たしていれば原則認可・認定

<区市町村における設置計画を基本とした目標設置数（各年4月1日）>

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
幼保連携型	34か所	37か所	39か所	42か所	47か所
幼稚園型	59か所	62か所	62か所	64か所	72か所
保育所型	53か所	53か所	53か所	53か所	56か所
地方裁量型	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
合計	153か所	159か所	161か所	166か所	182か所

保育教諭

確保

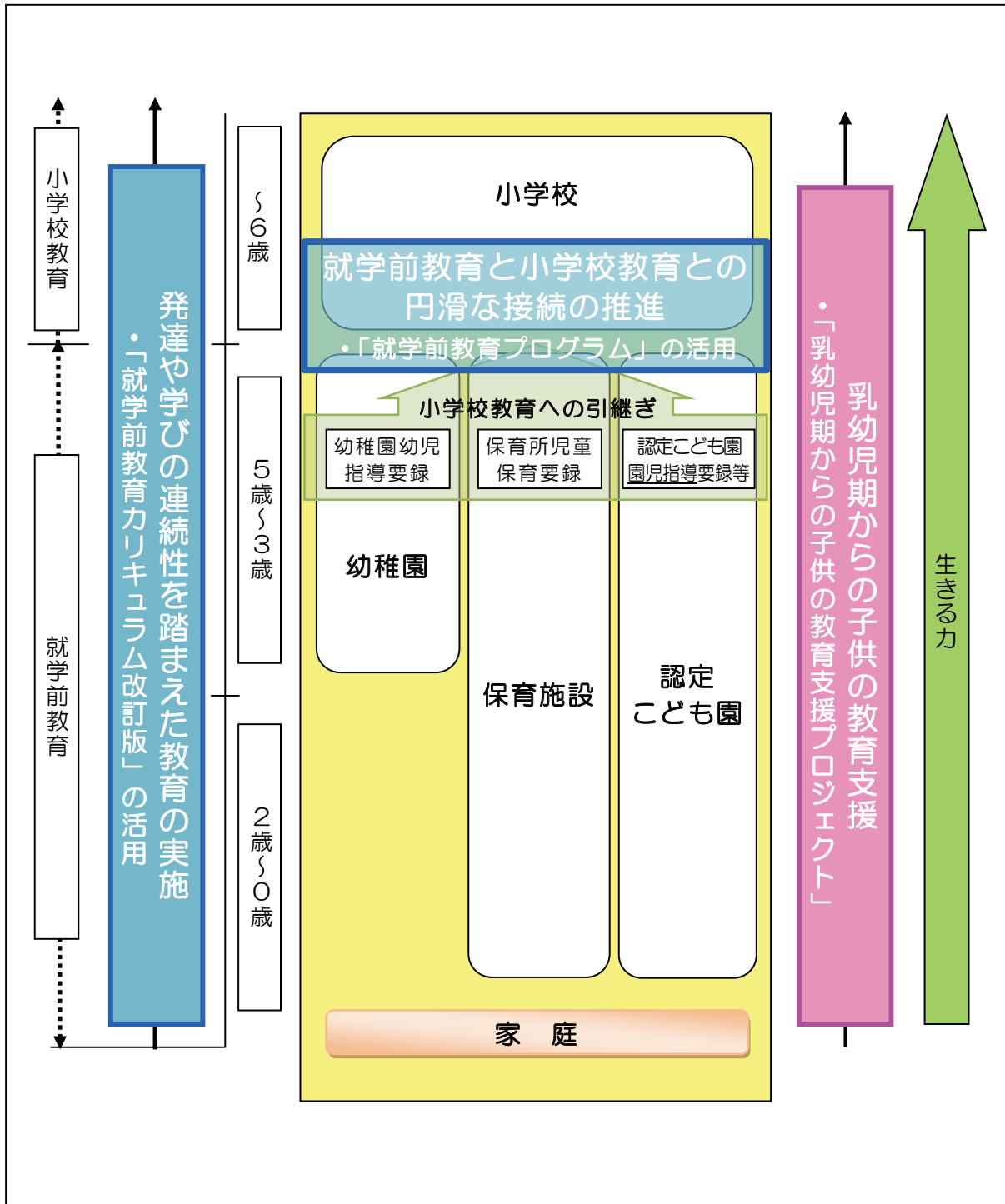
幼保連携型認定こども園は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有する保育教諭が教育・保育を提供する。そこで、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」を活用した資格取得を支援する区市町村への補助の実施などにより、保育教諭の確保等を図っていく。

資質の向上

質の高い幼児教育・保育を提供するため、幼稚園教諭と保育士が共に学ぶ講座や研修等の機会を、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携しながら推進する。

目標2 【4 就学前教育と小学校教育との連携】

「就学前教育カリキュラム改訂版」及び「就学前教育プログラム」を活用する等就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図っていきます。



第3章

子供・子育て支援施策の具体的な展開

目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

子供を伸ばす教育・体験機会を数多く整え、多様な選択を可能とするとともに、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくりや、実際に自立するための支援を進めます。また、放課後等に地域で子供が安全に過ごすことのできる場の確保に取り組みます。

【1 子供の生きる力^{*}を育む環境の整備】

※生きる力：「目標2 乳幼児期における教育・保育の充実」参照

- 国及び都の学力調査や授業改善の一層の推進により、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成や学びに向かう力・人間性等の涵養を図るとともに、「習熟度別指導ガイドライン」に沿って、児童・生徒一人ひとりの学力向上を図っていきます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の気運をレガシーとして引き継ぎ、運動・スポーツに親しむ児童・生徒を育成するため、総合的な子供の基礎体力向上方策を推進します。
- 都独自の東京都道徳教育教材集の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進します。
- いじめ問題の解決に向けて、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭、地域住民、関係者等と連携し、取組を確実に実施します。
- 区市町村や関係機関等と連携し、児童・生徒を取り巻く様々な問題について、スクールソーシャルワーカーの活用などによる対策を推進します。
- 外国の子供との学びや海外での実体験等を通じて、高度な英語力と豊かな国際感覚を身に付け、世界に羽ばたきグローバルに活躍する人材を育成するための教育環境を整備していきます。
- 私立学校に在学する児童・生徒数は、高校では約6割、幼稚園や専修学校では9割以上を占めており、私立学校は都の公教育の重要な役割を担っています。建学の精神に基づく特色ある教育活動を実践する私立学校に対し、教育条件の維持向上や保護者の経済的負担の軽減等を目的とした様々な支援を行います。

【2 次代を担う人づくりの推進】

- 社会的自立に困難を抱える若者をはじめ、全ての子供・若者が円滑に社会生活を営むことができるよう、関係機関の連携強化を図り、切れ目のない支援をします。
- ひきこもりの状態にある本人や家族が状況に応じた切れ目のない支援を受けられるよう、区市町村や関係機関等と連携し、相談体制の整備等の取組を推進します。
- 未来を担う子供たちが東京の芸術文化を享受し、創造的な才能を育成できるよう支援します。
- 低所得世帯の子供への学習支援や生活習慣・育成環境の改善を行い、家庭の状況にかかわらず本人の希望が尊重され、能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう支援します。
- 子供たちが自らの将来像を具体的に描き実現していけるよう、勤労観や職業観を育成する取組を推進していきます。
- 不登校や高校中途退学に関し、実態を把握し、区市町村や関係機関等との連携による未然防止と子供の社会的自立に向けた取組を推進していきます。
- 不安定雇用を余儀なくされている若者等向けにカウンセリングや各種セミナー、能力開発、職業紹介などの就業支援を実施することにより、正規雇用化を促進します。

【3 放課後の居場所づくり】

- 学童クラブについて、区市町村が利用者のニーズを的確に把握し、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や放課後児童クラブ運営指針を踏まえつつ、子供たちの放課後の居場所を確保できるよう支援します。
- 放課後子供教室の活動プログラムに参加し多様な体験ができること、地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られること等の効果があるため、学童クラブと放課後子供教室との一体型の実施を推進します。
- また、依然として高いニーズに対応するため、地域の実情に応じて整備を進める区市町村を支援し、令和6年度までに学童クラブの登録児童数16,000人増を目指します。

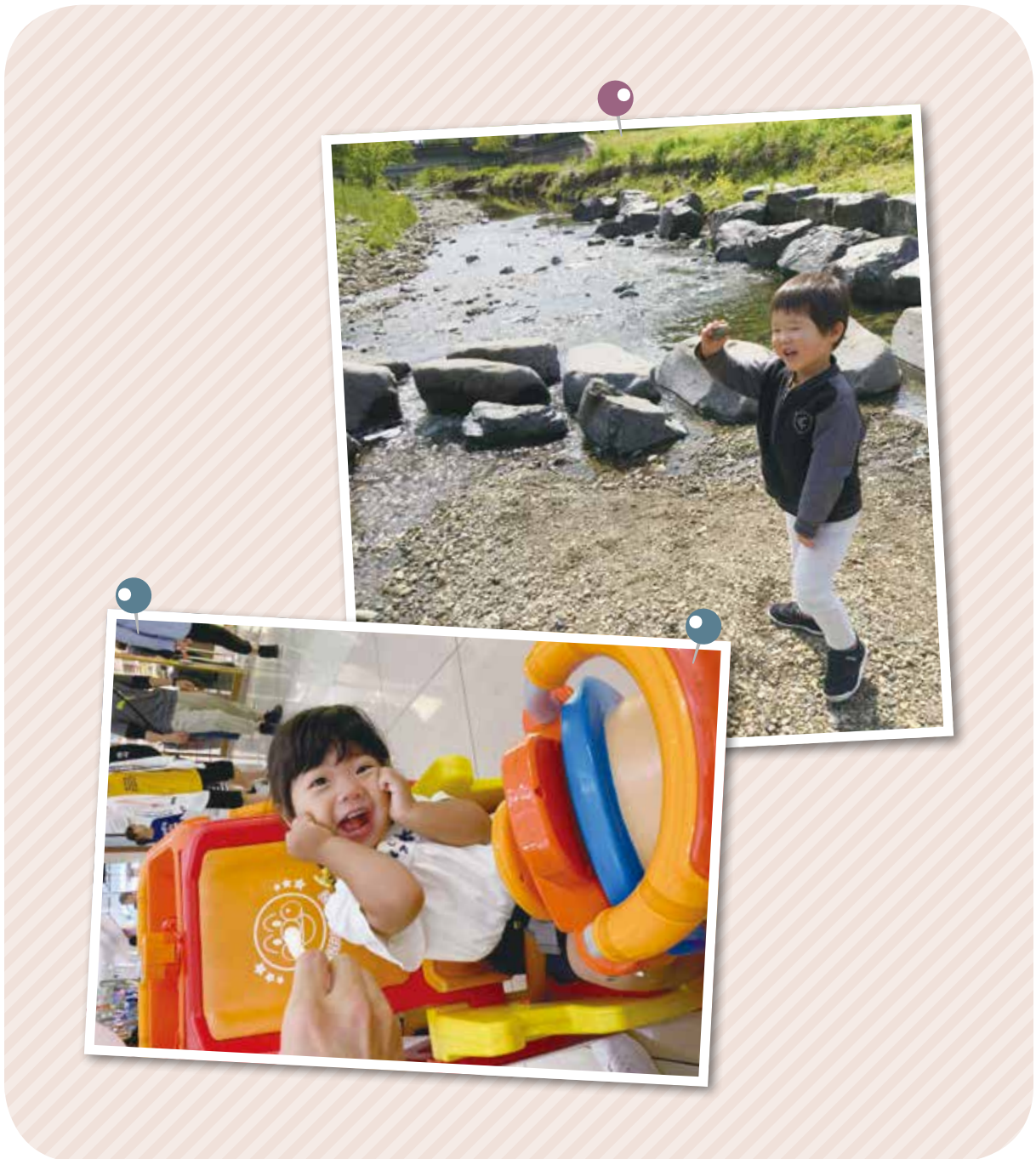
<学童クラブ登録児童数見込み> 各年5月1日現在の対前年の登録児童増加数

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
5,000人	4,000人	3,000人	2,000人	2,000人

- 放課後児童支援員の適切な配置及びその資質の向上に向け、研修を実施します。
- 放課後子供教室の実施を推進するとともに、教室運営の従事者について、研修等により資質の向上を図ります。
- 子供が気軽に立ち寄ることができ、食事の提供や学習支援等を行う居場所（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。
- 子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。

第3章

子供・子育て支援施策の具体的な展開

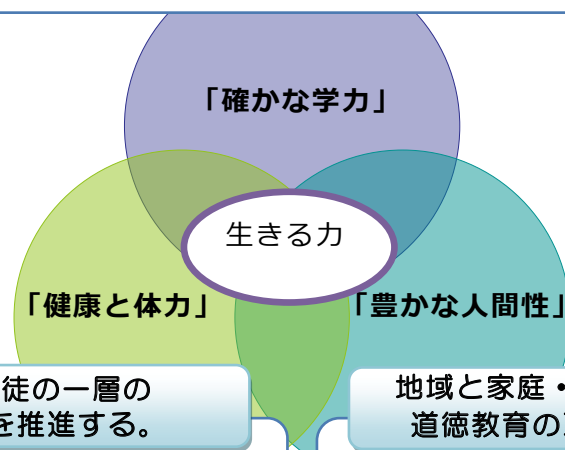


目標3 【1 子供の生きる力を育む環境の整備】

変化の激しいこれからの社会を生きる子供たちに求められるものは、「確かな学力」・「豊かな人間性」・「健康と体力」の3つの要素からなる「生きる力」であり、その育成のための環境を整えていきます。

児童・生徒一人一人の学力向上を図る。

- 都独自の学力調査の結果を踏まえた授業改善や習熟度別指導ガイドラインに沿った効果的な指導を推進します。
- 理数教育の推進により科学技術分野への関心を高め、学力の向上を図ります。



児童・生徒の一層の体力向上を推進する。

- 東京都統一体力テストの全校実施、体力向上や健康教育の研究指定校における実践研究、中学生「東京駅伝」大会の開催等により、体力向上を図ります。
- 運動・スポーツに親しむことができる機会や場を設定します。

地域と家庭・学校が連携した道徳教育の取組を推進する。

- 東京都道徳教育教材集等の活用及び道徳授業地区公開講座の充実・推進
- 伝統文化や自然体験等により親子の触れ合いを促進します。
- 奉仕体験の実施により規範意識や公共心を身に付けます。

〈東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に係る取組〉

東京 2020 大会を子供たちの人生にとってまたとない重要な機会と捉え、東京都の児童・生徒の良いところを更に伸ばし、弱みを克服するための取組を確実に推進するとともに、国際社会に貢献し、東京、そして日本の更なる発展の担い手となる人材を育成するため、東京都オリンピック・パラリンピック教育を推進し、大会後も長く続く教育活動として発展させていきます。

教育環境の整備

- 都立学校への外国人英語指導者等の配置
- TOKYO GLOBAL GATEWAY の設置
- いじめ総合対策
- 教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン

- スクールカウンセラーの活用
- スクールソーシャルワーカーの活用
- アドバイザリースタッフの派遣

- 学校と家庭の連携推進
- ICT環境の整備
- 私立学校への助成

目標3 【2 次代を担う人づくりの推進】

次代を担う子供たちが、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくりや実際に自立するための支援を進めます。

■ 芸術・文化を通じた子供の育成

舞台芸術や伝統芸能等に触れ、体験することにより、子供たちの文化を生み出す心を育み、創造的な才能を育成します。

- ・子供向け舞台芸術参加・体験プログラム
- ・芸術文化を通じた子供たちの育成

■ 若者総合相談等

人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者等の相談を受け付け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。

- ・東京都若者総合相談センター「若ナビα」
- ・若者支援ポータルサイト「若ぼた」

■ 就労観・職業観の育成

高校生の勤労観・職業観を育成するために、関係機関との連携等によりインターンシップの充実・拡大を図ります。

- ・勤労観・職業観育成推進プラン

■ 若年者への就業支援

不安定雇用を余儀なくされている若者等向けにカウンセリングや各種セミナー、能力開発、職業紹介などの就業支援の実施により、正規雇用化を促進します。

- ・若年者の雇用就業支援事業
- ・若年者能力開発訓練

■ 不登校・中途退学対策

不登校や高校中途退学に関し、実態を把握し、区市町村や関係機関等との連携による未然防止策と子供の社会的自立に向けた取組を推進していきます。

- ・不登校・中途退学対策事業
- ・都立学校へのユースソーシャルワーカーの派遣や関係機関連携

■ 低所得者世帯への学習支援

低所得者世帯の子供への学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行い、家庭の状況にかかわらず、能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう支援します。

- ・生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援
- ・受験生チャレンジ支援貸付事業

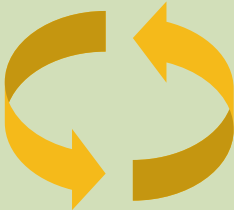
次代を担う子供たちの社会的自立

目標3 【3 放課後の居場所づくり】

子供たちの放課後の安全・安心な居場所が確保できるよう、学童クラブ事業と放課後子供教室を確実に実施・運営する区市町村を支援するとともに、これを支える人材の育成を図ります。

学童クラブ

- ◆ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、授業終了後に遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図ります。
◎ 令和6年度までに登録児童数16,000人増
- ◆ 開所時間延長等のニーズに応えるため、都型学童クラブ事業を実施



新・放課後子ども総合プラン

放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、両事業を、一体的に又は連携して実施

放課後子供教室

- ◆ 全ての子供を対象に、放課後や週末等に小学校等を活用して安全・安心な子供の居場所を設け、地域住民等の参画を得て、学習やスポーツ等の活動を行うことにより、地域社会で健やかに育まれる環境づくりを推進します。

それぞれの事業に適切な人材の確保・育成を図るとともに、連携して事業に取り組めるよう、研修を実施

- ・ 東京都放課後子供総合プランスタッフ研修（両事業従事者を対象）の開催
- ・ 推進委員会等において、両事業の連携方法などについて検討

児童館、公民館、塾・習い事、スポーツクラブなどを活用し放課後に子供の安全・安心な居場所を提供

放課後児童支援員認定資格研修

- ◆ 放課後児童支援員として学童クラブに従事しようとする者に、業務遂行における基本的な考え方や心得、必要な知識・技能を習得させることを目的として研修を実施

放課後児童支援員資質向上研修

- ◆ 放課後児童支援員のうち一定の勤務経験を有する者に対して、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行い、放課後児童支援員の資質の向上を図ります。

人材の確保・育成

子供の意見を聴きました③ ～荒川区立尾久八幡中学校～

- 令和元年11月、荒川区立尾久八幡中学校において「子供たちの居場所づくり」をテーマに出前授業を行い、3年生の子供たちから意見を聴きました。
- 子供たちは、児童館や子供食堂などの都の取組について説明を聞いた後、「どんな居場所があったら使ってみたいか」をグループで話し合い、意見を発表しました。
- 子供たちからは、無料のWi-Fi環境や、飲食や勉強、楽器演奏など自由に過ごせるスペース、無料で利用できる体育館がほしいという意見のほか、年齢によってやりたいことが違うので場所を区分してほしいという運用方法に関する意見や、夜遅くまで利用したいという利用時間に関する意見が出されました。
- その中で、校舎を日曜日や放課後に開放すれば、やりたいことのほとんどができるのではないか、という意見が出て、多くの子供たちが同意していました。
- また、中学3年生という立場から、「もっと小さい子供たちが楽しめる居場所を作るためにできることはあるか」という問いかけをしたところ、「読み聞かせをしてあげたい」「勉強を教えてあげたい」などの意見がありました。
- 授業後のアンケートでは、「意見を少しでも反映してほしい」「自分の住んでいる地域のことを考えるのは面白い」などのコメントがありました。
- 実現には様々な課題がありますが、子供たちの意見を受け止めて、今後の都の政策に活かしていけるよう、検討を進めていきます。



〈荒川区立尾久八幡中学校より〉

生徒たちは、普段とは違う授業者、雰囲気の中で、その内容を身近なものとして捉え真剣に取り組んでおりました。このような貴重な学習の機会を与えていただいたことに、関係の皆様方に改めて感謝申し上げます。

関連事業一覧（再掲）

49	子供の居場所創設事業
50	子供食堂推進事業
66	子供の読書活動の推進
135	学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進
170	シニア世代・シニア予備群を活用した中高生の居場所・学び・遊び支援事業
171	学童クラブ運営費補助事業
173	児童館等整備費補助
176	放課後子供教室

地域の事業の紹介

「地域を変える 子どもが変わる 未来を変える」 ～豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク～

子供たちを地域で見守り育てるために活動をしている団体で、「暮らし」「遊び」「学び」という主に3つの事業を通じて子供たちをサポートしています。

○暮らしサポート

豊島区内4か所で子供食堂を運営しています。1日1食だけ、コンビニ弁当ばかりなど、勉強どころではない子もいますので、栄養バランスのよい食事と、一緒にご飯を食べる場を提供しています。

また、乳幼児のいる家庭を訪問する「ホームスタート」、宿泊機能を持つ「WAKUWAKUホーム」など、子供たちの様々な居場所を提供しています。

○学びサポート

教育格差による貧困の連鎖をくいとめることを目指し、無料学習塾を運営しています。勉強の習慣が身に付いていない子、親でも先生でもないボランティアさんと過ごす時間が楽しみな子、受験を目指して頑張ってる子、いろいろです。

外国につながる子供たちが学ぶ日本語教室もあります。

○遊びサポート

子供たちの好奇心や欲求を大切にしながら、「自分の責任で自由に遊ぶ」というモットーとした“プレーパーク”を豊島区からの委託を受けて運営しています。子供たちが本気で遊ぶことのできる環境を作るプレーリーダーが見守りをします。



子供の意見を聴きました④ ～青梅市立霞台小学校～

- 令和元年11月、青梅市立霞台小学校において「子供たちの居場所づくり」をテーマに出前授業を行い、6年生の子供たちから意見を聴きました。
- 子供たちは、児童館や子供食堂などの都の取組について説明を聞いた後、「どんな居場所があったら使ってみたいか」をグループで話し合い、意見を発表しました。
- 子供たちからは、無料のWi-Fi環境や自由に過ごせる個室、保護犬などの動物と触れ合える場所、小さい子供や大人に気兼ねせずに体を動かせる体育館やスポーツジム、室内プールがほしいなど、様々なニーズに合わせて楽しく過ごせる場所のアイデアがたくさん出されました。また、公園について、清潔なトイレやごみ箱、照明などの設備を改善してほしいという意見も出されました。
- また、利用時間については、「夜間の方が悩みを相談しやすいので24時間利用できるようにしてほしい」「友達と一緒に宿泊できるようにしてほしい」などの意見があげられました。
- 都の取組に対しては、「児童館がほしい」「子供食堂はとてもいい取組だと思う」という意見が寄せられました。
- 授業後のアンケートでは、「自分で考えたり友達の意見を聴いたりするのが楽しかった」「一つでも実現したらうれしい」などのコメントがありました。
- 実現には様々な課題がありますが、子供たちの意見を受け止めて、今後の都の政策に活かしていけるよう、検討を進めていきます。



<校長先生からひと言>

核家族、個食など、多様な背景をもつ子供がいます。意見には、多様なふれあいや関わりを求める子供たちの内面が垣間見られました、成長期の子供の健全な成長を支える、多様な経験を準備できる社会でありたいし、そうした施策の展開を望むばかりです。

関連事業一覧（再掲）

49	子供の居場所創設事業
50	子供食堂推進事業
135	学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進
171	学童クラブ運営費補助事業
173	児童館等整備費補助
176	放課後子供教室
321	情報教育に関する啓発・指導

地域の事業の紹介

子供たちの健やかな成長のために ～江戸川区 成長支援事業～

東京都では、子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事提供を行う居場所づくりを進めています。

江戸川区では、成長支援事業として多様な取組を行っています。

<子供の居場所づくり>

開所時間中、小学生から高校生までの子供たちが自由に利用することができます。また、子供や保護者からの個別相談も受け付けており、寄り添いながら支援を行っています。多様な支援を通じて、子供たちのコミュニケーション能力の向上と、生きる力の育成を行います。

○ 食事支援

施設内の子供食堂を通じて、食事の提供をしています。

○ 共育プラザ「中高生 kitchen」

中高生が自ら調理し、参加者みんなで食べる場所です。日常的な食事を調理できる力を身に着け、健全な食生活と生きる力を培います。

<おうち食堂・KODOMO ごはん便>

子供食堂を知らない・行くことができない子供たちもいます。そうした子供たちのために、「おうち食堂」「KODOMO ごはん便」を行っています。直接家庭に出向いて支援を行うことで、その家庭が抱える様々な課題が分かることもあります。食の支援をきっかけに、就労支援や住宅支援など、子供や家庭が抱える課題への支援につながっています。

○ おうち食堂～できたて食べてね～



食事支援ボランティアが家庭に伺い、自己負担なしで、買い物から調理、片付けまで行います。

○ KODOMO ごはん便



仕出し弁当組合に所属するお弁当屋さんが、手作り弁当を自己負担100円で届けます。配食を通じて、地域の事業者による見守りの機会に。

子供の意見を聴きました⑤ ～東京都立永福学園～

- 令和元年12月、東京都立永福学園において「子供たちの居場所づくり」をテーマに出前授業を行い、高等部就業技術科の子供たちから意見を聴きました。
- 子供たちは、児童館や子供食堂などの都の取組について説明を聞いた後、「東京都の取組についての感想」と「どんな居場所があったら使ってみたいか」をグループで話し合い、意見を発表しました。
- 「使ってみたい居場所」については、友達との交流や、音楽や読書などの趣味を楽しむだけでなく、社会人としての学びや訓練につながる場所がよい、という意見とともに、慣れない場所に行くよりは、学校の設備を充実して様々な活動ができる方がいいという意見が上がりました。
- また、スポーツ選手や芸術家と交流する機会の提供や、楽しく英語を学ぶイベントなど、居場所を活用して様々なプログラムを実施する提案が出されました。
- さらに、子供のための様々な取組の多くが18歳未満を対象としていることを踏まえ、住居費の援助など、高校卒業後の自立に向けた支援があると心強い、という意見が出されました。
- 実現には様々な課題がありますが、子供たちの意見を受け止めて、子供たちの育ちを支えていけるよう、今後の取組について検討を進めていきます。



<担任の先生からひと言>

当日は少し緊張している様子でしたが、一人一人が身の回りの生活環境を振り返り、様々な意見を出すことができました。時間が限られていたため、じっくり考えたり、話し合ったりすることはできませんでしたが、有意義な時間となりました。

関連事業一覧（再掲）

49	子供の居場所創設事業
118	地域スポーツクラブの設立・育成支援事業
151	子供向け舞台芸術参加・体験プログラム
152	芸術文化を通じた子供たちの育成
160	地域における若者の自立等支援体制整備事業
161	若者総合相談支援事業
173	児童館等整備費補助
201	自立生活スタート支援事業
204	自立援助促進事業
223	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度

主な事業の紹介

世田谷区立希望丘青少年交流センター アップス ～家にも学校にもないものを。～

東京都では、区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する取組を支援しています。

■世田谷区の取組■

「希望丘青少年交流センター アップス」は、いつもで、気軽に使える若者のためのフリースペースです。一人ひとりの「やってみたい」「やってみよう」ということを地域と一緒に応援します。

○理念

- ・若者の主体的な活動を支援
- ・多世代の交流
- ・家でも学校でもない第3の居場所
- ・社会・地域の担い手としての若者の成長
- ・地域とともに若者を支え育てる環境づくり

○開館時間

午前9時から午後10時

※小学生は午後6時まで。中学生は午後8時まで。

○対象

区内在住・在学・在勤の39歳までの若者

※利用の中心は、中学生・高校生

○休館日

毎月第3火曜日・年末年始（12/29～1/3）



〔平成30年度子供家庭支援区市町村包括補助事業事例集〕より

目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

子供が、あらゆる場面において権利の主体として尊重されるとともに、生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会を実現していく必要があります。

一方、子育て家庭や子供自身の抱える課題が多様化し、虐待を受けた子供や、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えています。また、発達障害を含む障害のある子供、慢性的な疾病を抱える子供、外国につながる子供等への支援についても、ニーズに応じた適切な取組が求められています。

全ての子供が健やかに育つためには、地域社会が一体となって、貧困対策や、虐待の未然防止・早期発見や自立支援など、子供と家庭の状況に応じた切れ目ない総合的な取組を進める必要があります。

【1 子供の権利擁護の取組】

- 当事者である子供の権利擁護を推進するため、子供の権利擁護専門相談事業のさらなる周知を図ります。
- 児童虐待を防止するため、子供及びその保護者にとって身近なLINE（ライン）を活用し、よりアクセスしやすい相談窓口を設置します。
- 「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」に明記している保護者による体罰その他の子供の品位を傷つける罰の禁止を徹底し、体罰や暴言によらない子育てを推進するため、子供のしつけには体罰が必要という認識を社会からなくし、体罰などによらない子育てが社会全体に浸透するよう普及啓発に努めます。

【2 子供の貧困対策の推進】

- 貧困の世代間連鎖を断ち切り、全ての子供が健やかに成長できるよう、関係各局で連携を強化し、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援、経済的支援の4分野の施策を充実していきます。
- 子供の貧困の実態把握や支援ニーズ等の調査、関係機関の連携強化や支援を必要とする家庭への周知強化など、子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援していきます。
- 家庭の課題の早期把握に資する事業について、子供の貧困対策として位置づけます。

【3 児童虐待の未然防止と対応力の強化】

- 区市町村の子育て支援機関、児童相談所等地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目のない支援が行われる体制を整備します。
- 子供家庭支援センターと児童相談所の児童虐待対応の連携について定めた「東京ルール」に基づく対応を徹底し、支援の隙間が生じないように、より一層の連携強化を図ります。また、児童相談体制に係る区市町村との合同検討会において、情報共有をはじめとした効果的な連携方策等を検討していきます。
- 一時的な保護が必要な児童が増えていることから、引き続き、区市町村と十分な連携を図りつつ、一時保護需要を踏まえ、一時保護委託の活用も含めた必要な体制を整えます。また、一時保護された子供の権利擁護や安定した生活のため、アセスメントの強化、職員研修の充実、意見を受け止める取組を推進します。
- 児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、子育てをしている親とその子供を地域全体で温かく見守り、必要な時に手を差しのべるといった機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行います。

【4 社会的養護体制の充実】

- 社会的養護を必要とする子供たちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまで総合的に支援する体制の整備を進めます。
- 子供が家庭において健やかに養育されることを原則とした上で、家庭における養育が困難な場合は、家庭と同様の環境における養育を優先し、里親等への委託を推進します。また、施設についても、できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境を確保します。
- フォスタリング業務（※）を包括的に民間機関に委託するフォスタリング機関事業のモデル実施を行い、里親等委託を推進する体制の強化を図り、令和11年度における里親等委託率（合計）を37.4%とすることを目指します。
※里親のリクルート及びアセスメント、里親に対する研修、児童と里親のマッチング、里親への支援
- 社会的養護のもとで生活する子供たちの権利を擁護するとともに、施設退所後の自立と地域での安定した生活を継続するために、入所中から退所後まで、一貫して支援していきます。
- 子供から意見を酌み取る取組を促進するとともに、「子供アドボケイト（意見表明支援員）」の仕組みの導入について、国の動向も踏まえ取り組みます。

【5 ひとり親家庭の自立支援の推進】

- 母子家庭・父子家庭双方の特性やニーズに配慮しながら、必要なひとり親家庭が確実に相談・支援につながるよう、広報・普及啓発や新たな相談拠点の設置など相談体制の更なる強化を図るとともに、相談支援の質の向上、関係機関の連携強化を進めます。
- ひとり親家庭が抱える様々な課題に的確に対応し、より安定した就業と子供の健全な育成を図るため、個別・継続的な就業支援の充実や、就業と子育ての両立が可能となる地域の子育て支援や子供の学習支援などを推進することにより、ひとり親家庭の地域での自立した生活を支援します。

【6 障害児施策の充実】

- 障害児及びその保護者が身近な地域で安心して生活できるようにするため、一般的な子育て支援施策において障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や、障害特性等に応じた支援をしていきます。また、社会的自立を図ることのできる力や、地域の一員として生きていく力を培えるよう、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。

【7 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援】

- 相談支援の充実や、自立支援員の配置等により、疾患を抱える児童の自立に向けた支援の充実を図ります。また、地域の関係機関とも連携し、対象者のニーズに応じた支援を実施していきます。
- 小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、医療従事者間の連携など支援体制の整備や、患者や家族の自律（自立）支援を実施します。

【8 外国につながる子供等への支援について】

- 海外から帰国した子供、外国人の子供、両親が国際結婚の子供等の外国につながる子供が増えていることを踏まえ、教育・保育施設等を円滑に利用できるよう支援します。

目標4 【1 子供の権利擁護の取組】

子供は、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要があります。子供の権利を擁護するため、子供本人からの悩みや訴えに対応する相談窓口を設置しています。

子供の権利擁護 専門相談事業

「話してみなよ
—東京子供ネット—」
0120-874-374

○いじめ、体罰など子供の権利侵害に関する相談に対応

○必要に応じて、弁護士等の専門員が関係機関等に調査・助言

児童虐待を防止する ためのSNSを活用 した相談事業

○親子のかかわりで困っていること等の相談に対応

○無料通話アプリ（LINE）を活用し、よりアクセスしやすい相談窓口を設置



体罰などによらない子育て

○保護者は体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない。
（東京都子供への虐待防止条例第6条）

○体罰や暴言は、虐待につながる行為であるだけでなく、子供の脳の発達に深刻な影響を及ぼし、健全な成長を阻害

○「体罰は×(バツ)～叩かない、どならない宣言」をキャッチフレーズに普及啓発を展開し、社会全体で体罰などによらない子育てのムーブメントを醸成

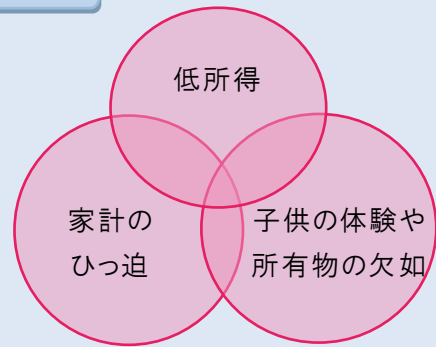


目標4 【2 子供の貧困対策の推進】

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子供が健やかに成長できる社会の実現に向けて、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の4つを柱に、福祉・教育・就労など様々な分野の関係機関が連携し、子供の貧困対策を総合的に進めていきます。

子供の生活実態調査

- 平成28年度に、首都大学東京と連携して、子供と子育て家庭の生活状況を把握するため実施
- 子供の生活困難を以下の3つの要素により分類
 - ① 低所得（等価世帯所得が135.3万円未満）
 - ② 家計のひっ迫
 - ③ 子供の体験や所有物の欠如（海水浴や旅行、本、勉強部屋等）
- 各年齢層における生活困難層の割合は以下のとおり



	小学5年生	中学2年生	16・17歳
生活困難層	20.5%	21.6%	24.0%
困窮層（2つ以上に該当）	5.7%	7.1%	6.9%
周辺層（いずれか1つ該当）	14.9%	14.5%	17.1%

東京都福祉保健局「子供の生活実態調査（小中高校生等調査）」（平成28年度）

子供の貧困の課題

- 生活困窮を含めた家庭内の様々な課題を早期に把握した上で、適切な支援を早期かつ包括的に講じていく必要があります。
- 乳幼児期から義務教育へ、更には高等学校段階へと、子供のライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要です。
- 貧困の状況にある子供やその家庭において、必要な支援制度を知らない、利用の仕方が分からない等の状況がみられます。

取組の方向性

妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援を通じて、子供の貧困を早期に把握し、支援につなげます。

子供のライフステージに応じた問題発見と支援

子供の貧困の早期把握

子供の貧困に対する施策

子供の貧困を含めた家庭の課題の早期把握に資する都の施策

- ・妊娠相談ほっとライン
- ・とうきょうママパパ応援事業
- ・子供家庭支援センター事業
- ・要支援家庭の早期発見に向けた取組
- ・4152（よいこに）電話
- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・在宅子育てサポート事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子育てひろば事業
- ・児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業 など

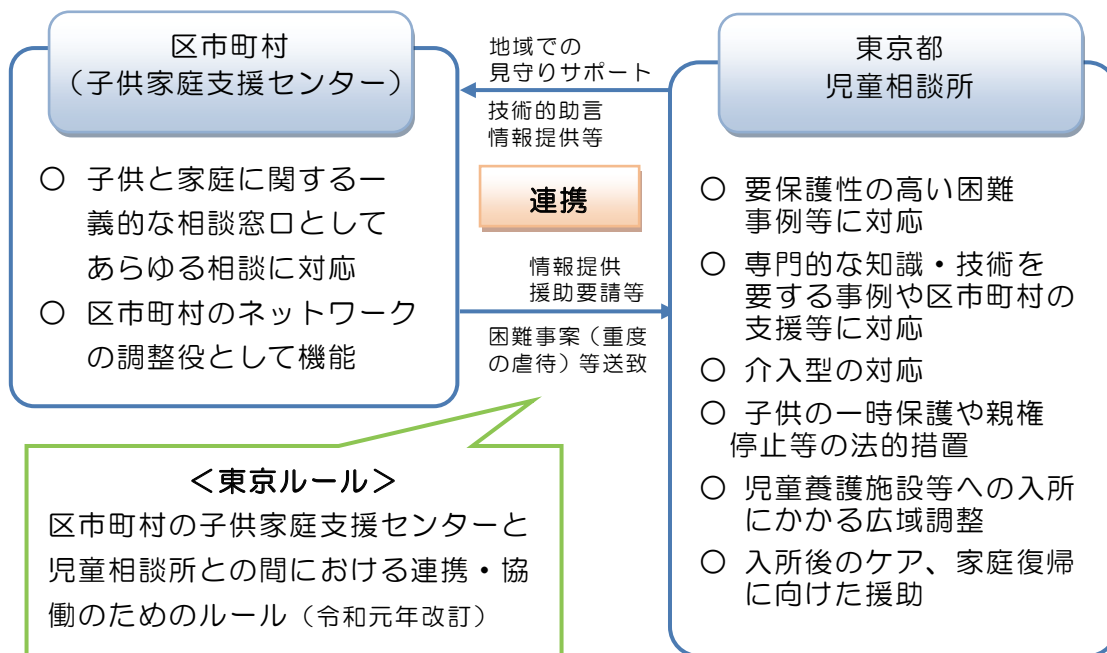
子供の貧困に対する都の施策

	教育支援	生活支援	保護者に対する就労支援	経済的支援
生活保護世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による教育扶助（基準額、教材代、学習支援等） ・生活保護法による生業扶助（高等学校等就学費、技能修得費） ・進学準備給付金の支給 ・教育支援資金の貸付（生活福祉資金制度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による生活相談・援助 ・生活困窮者自立支援制度による子供の学習・生活支援 ・ひとり親世帯の親の高校就学支援 ・若年者の雇用就業支援等 ・都営住宅における子育て世帯の入居機会の拡大 ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による就労準備及び就労支援 ・ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援 ・就労活動促進費の支給 ・就労自立給付金の支給 ・能力開発訓練（公共職業訓練） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による各種扶助 ・生活福祉資金の貸付
	・被保護者自立促進事業：就労支援、次世代育成支援（塾代・学習相談ボランティア派遣費用）等			
生活困窮者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・受験生チャレンジ支援貸付事業 ・授業料に係る負担軽減 ・学習活動等に係る負担軽減 ・教育支援資金の貸付（生活福祉資金制度）（再掲） ・校内寺子屋 ・地域未来塾 ・放課後子供教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度による自立相談・家計改善相談支援 ・生活困窮者自立支援制度による子供の学習・生活支援 ・子供の居場所創設事業 ・子供サポート事業立上げ支援事業 ・子供食堂推進事業 ・フードパントリー設置事業 ・子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業 ・若年者の雇用就業支援等（再掲） ・都営住宅における子育て世帯の入居機会の拡大（再掲） ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度による就労準備支援 ・ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援（再掲） ・能力開発訓練（公共職業訓練）（再掲） ・正規雇用等転換安定化支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金の支給 ・生活福祉資金の貸付（再掲）
ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等生活向上事業（子供の生活及び学習支援） ・母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員による相談・支援 ・ひとり親家庭支援センター事業（生活相談等） ・ひとり親家庭等生活向上事業（区市町村における相談支援、会計管理・生活支援講習会等） ・都営住宅における子育て世帯の入居機会の拡大（再掲） ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭支援センター事業（就業支援） ・ひとり親の資格・技能取得のための支援（給付金、資金貸付） ・母子・父子自立支援プログラム策定事業 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・能力開発訓練（公共職業訓練）（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給 ・児童育成手当の支給 ・母子・父子福祉資金の貸付 ・女性福祉資金の貸付 ・ひとり親家庭支援センター事業（養育費相談） ・養育費確保支援事業 ・ひとり親家庭等医療費助成
社会的養護のもとで生活する子供	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設における学習・進学支援等 ・自立生活スタート支援事業（就学支度資金貸付） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援強化事業 ・ジョブ・トレーニング事業 ・養育家庭等自立援助補助事業 ・児童養護施設退所者等の就業支援事業 ・専門機能強化型児童養護施設 ・乳児院の家庭養育推進事業 ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進（再掲） 	/	<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活スタート支援事業（技能習得資金貸付等） ・児童養護施設退所者等に対する自立支援 ・資金貸付事業（資格取得支援費等） ・自立援助促進事業
4分野における施策の調整・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の貧困対策支援事業 ・子育てサポート情報普及推進事業 	※各支援及び対象世帯等に係る主な施策を掲載（一部、すべての世帯等を対象とした施策も含む）		

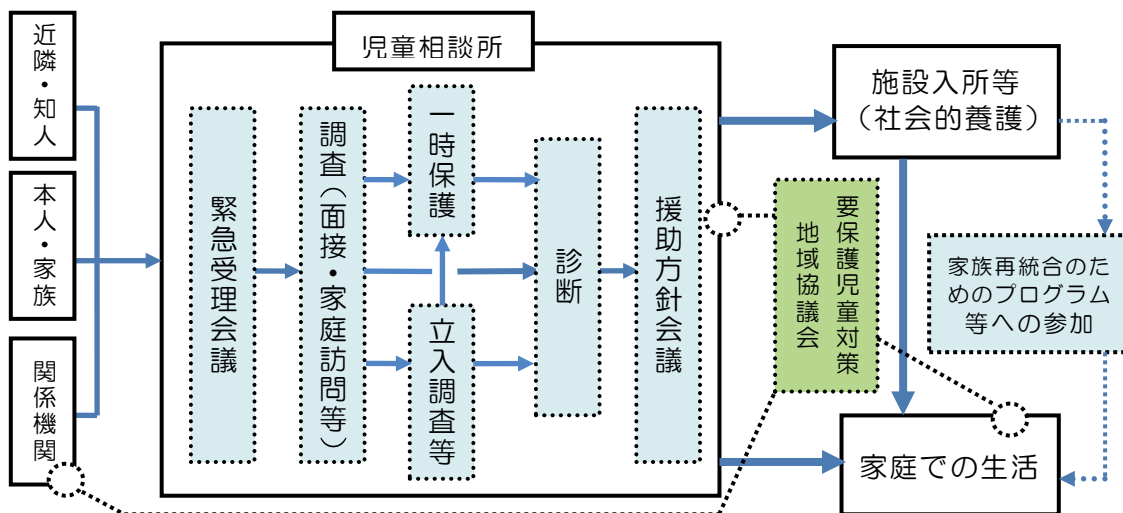
目標4 【3 児童虐待の未然防止と対応力の強化】

区市町村の子育て支援機関と児童相談所との連携を強化するとともに、児童相談所の体制の整備や児童虐待防止への理解促進に向けた普及啓発により、児童虐待の未然防止と対応力の強化を図ります。

区市町村との役割分担及び連携の推進



児童相談所における虐待相談対応の流れ



目標4 【4 社会的養護体制の充実】

虐待など様々な理由から親と暮らすことのできない子供たちが、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを受け、健やかに育ち自立できるよう、社会的養護の充実・強化に取り組めます。

社会的養護の課題

- 被虐待児童や個別的ケアが必要な子供が増加しており、適切な養育を受けられなかったことにより生じる様々な課題を解決するためには、一人ひとりの子供にきめ細かな支援が行えるよう、家庭と同様の環境や家庭的な環境での養育を推進するとともに、施設の専門機能や自立支援機能など、社会的養護施策の充実・強化を図ることが必要です。

具体的な取組

里親等委託の推進

子供が、家庭と同様の養育環境で生活できるよう、里親制度の普及、登録家庭数の拡大、特別養子縁組に関する取組を推進していきます。

(令和11年度里親委託率目標 37.4%)

- ・養育家庭等支援の充実
- ・フォスターリング機関事業
- ・普及啓発の充実
- ・新生児委託推進事業

家庭的な養育の推進

施設で生活する児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、グループホームの設置を推進していきます。

- ・グループホームの設置促進
- ・職員配置への支援
- ・職員育成、スキル向上への支援

施設等の機能強化

虐待等による問題を抱える子供への支援を充実するため、専門的な知識や技術を有する者を施設に配置し、きめ細かなケアや養育を行います。

- ・専門機能強化型児童養護施設
- ・乳児院の家庭養育推進事業
- ・連携型専門ケア機能モデル事業

継続した自立支援

社会的養護のもとで育つ子供が、自らの意志で希望する未来を切り開いていけるように、入所中から退所後まで、自立に向けて一貫して支援していきます。

- ・自立支援強化事業
- ・ジョブ・トレーニング事業
- ・里親委託児童の自立支援を強化

目標4 【5 ひとり親家庭の自立支援の推進】

ひとり親家庭が地域で自立した生活ができるよう、安定した就業と子供の健全な育成に繋げるため、相談支援の質の向上や就業支援の充実、子供の学習支援の推進などに取り組みます。

自立支援の3つの理念

ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る

ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援

ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる環境の整備

自立に向けての取組

相談体制の整備

○ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応し、関係機関が連携して適切な支援につなげる体制を整備します。

- ・ 広報・普及啓発の強化
- ・ 利用しやすい相談体制の整備
- ・ 相談支援の質の向上
- ・ 関係機関との連携強化・民間団体を活用したつながりを作る支援
- ・ 養育費相談・面会交流支援の実施

就業支援

○ひとり親家庭のより安定した就業を支援します。

- ・ 正規雇用や就業定着、キャリアアップへの支援など状況に応じた支援
- ・ 安定就業の可能性を広げる資格取得や高卒程度認定のための支援等の実施
- ・ 地域の就業支援体制の強化
- ・ 在宅就業の機会の確保

子育て支援・生活の場の整備

○ひとり親家庭が子供を健全に育成できるよう、多様な支援策を展開します。

- ・ 保育、学童クラブ、子育て支援などニーズにあった様々なサービスによる支援
- ・ 都営住宅優先入居による住宅確保支援
- ・ 学習支援
- ・ 母子生活支援施設における支援

経済的支援

○ひとり親家庭の自立と子供の将来に向け、経済的な支援を行います。

- ・ 児童扶養手当、児童育成手当の支給
- ・ 母子及び父子福祉資金の貸付
- ・ 進学のための塾費用や受験費用の貸付
- ・ ひとり親家庭等への医療費の助成
- ・ 養育費確保への支援

目標4 【7 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援】

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図ります。

- 慢性疾患を抱える子供とその家族への公的支援策として、昭和49年度に医療費の自己負担部分を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業を開始
- 平成17年度に児童福祉法に根拠を持つ事業として法制化
- 小児慢性特定疾病対策の充実を図るため、平成26年5月、公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立及び小児慢性特定疾病児童等の自立を支援するための事業を児童福祉法に位置付け
- 小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携を推進

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童等について、地域による支援の充実により自立促進を図ります。

実施事業

- 相談支援事業
電話相談、
ピアカウンセリング等
- 小児慢性特定疾病児童等
自立支援員による支援
関係機関との連絡調整等
- その他の事業

地域関係機関とのネットワーク

- 地域関係機関と連携を図るとともに、情報を共有し事業を実施
- 地域の現状と課題の把握
- 地域資源の把握
- 課題の明確化
- 支援内容の検討

小児慢性特定疾病移行期医療支援体制整備事業

小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、医療従事者間の連携など支援体制の整備や、患者や家族の自律（自立）支援を実施していきます。

みんなで、まもる ～東京 OSEKKAI 化計画～

東京 OSEKKAI 化計画の目指す「OSEKKAI」は、従来の「おせっかい」とは違います。

OSEKKAIとは、地域の親子に向けられる優しい心遣いであり、温かいまなざしや優しい声かけなど、ちょっとしたこと、どんなことでもいいのです。

カタチに決まりはありません。

それはきっと子供を虐待から救うだけでなく、パパとママの心と体も楽にします。

そんな心遣いであふれた街にする。それが東京 OSEKKAI 化計画です。



<東京都子供への虐待の防止等に関する条例>

東京都では、社会全体で子供を虐待から守り、全ての子供が健やかに成長できる社会を目指して、平成31年4月1日に条例を施行しました。

虐待は、子供への重大な権利侵害です。社会全体でその防止が図られなければなりません。

また、虐待の防止に当たっては、子供の年齢や発達の程度に応じて、子供の意見を尊重します。子供の安全・安心を確保し、子供の最善の利益を最優先します。

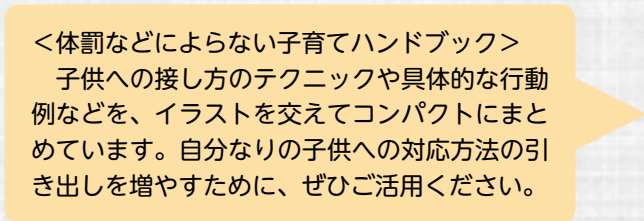


<条例で定めていること>

- 社会全体で子供を虐待から守る
- 虐待の未然防止
- 社会的養護等
- 虐待を受けた子供とその保護者への支援等
- 体罰等によらない子育て
- 虐待の早期発見・早期対応
- 人材育成等

<体罰は×（バツ）～叩かない、どならない宣言～>

つい手を上げてしまいそうになることや、どれほど子供を愛していてもうまくいかないこともあると思います。それでも、「体罰は絶対に×（バツ）」です。一人でも多くの方にこのメッセージを届けるために、東京都では普及啓発を進めています。



◆下記ホームページにハンドブックや「体罰は×（バツ）～叩かない、どならない宣言～」をキャッチフレーズとした啓発動画を掲載しております。ぜひ、ご覧ください。

「東京 OSEKKAI 化計画」 HP

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/osekkai/taibatsuhabatsu/>



目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

働きながら子育てをしていくためには、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組が不可欠です。そのため、性別にかかわらず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、仕事と子育てを両立できる雇用環境の整備を行うとともに、働き方の見直しに向けた普及啓発等が必要です。

また、子育て世帯が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故、家庭内等での不慮の事故等を防ぐための取組も必要です。

さらに、身近な地域のまちづくりや政策を子供の目線に立って進めるとともに、様々な主体と連携することで、社会全体で子供・子育てを応援していく機運を醸成する取組が必要です。

【1 家庭生活と仕事との両立の実現】

- ライフ・ワーク・バランスを推進する中小企業及びその従業員を支援するとともに、結婚や出産等で離職した女性の再就職を支援します。
- 企業やNPO団体など、また性別や年齢にかかわらず、多様な対象に向けて、ライフ・ワーク・バランスの意識啓発を推進します。企業経営者等に対しては、セミナーや普及啓発資料の発行により意識改革を促します。また、男性の家事・育児や介護と仕事の両立に関する啓発、将来、社会の担い手となる若者や、出産前の夫婦に向けたライフ・ワーク・バランスの意義や重要性を認識してもらうための啓発を行います。

【2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進】

- インターネット等の適正な利用や薬物乱用防止など、子供が犯罪等に巻き込まれないよう啓発を行っていくとともに、子供を見守るボランティアの活性化など、地域で子供を見守る取組を促進します。
- 薬物乱用による健康被害について、学校では、小学校、中学校、高等学校と、発達段階に応じ、保健の授業において指導します。

【3 子供の安全を確保するための取組の推進】

- 子供たちが交通ルールを守り、子供自身が危険を予測し回避することができるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育などを実施します。
- 家庭内における子供の事故防止に関する啓発を行うとともに、子供の安全に配慮した商品の普及を図ります。
- 災害時において乳幼児の健康と安全を確保するため、調製粉乳と哺乳瓶の備蓄を行います。
- 利便性が高く災害時の活用には有効な乳児用液体ミルクについて、備蓄を行うとともに、民間事業者と締結した「災害時における物資の支援協力に関する協定」に基づき、災害発生時に緊急に調達し、提供します。また、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていきます。

【4 良質な住宅と居住環境の確保】

- 子育て世帯に配慮した住宅供給の誘導、民間賃貸住宅への円滑な入居に対する支援、公的住宅の建て替えによる子育て支援施設等の整備及び公的住宅における子育て世帯に対する入居機会の拡大などを推進します。
- 子供は化学物質の影響を受けやすく、将来にわたる健康影響も懸念されるため、建材に由来する化学物質の低減化等のシックハウス対策の啓発を行い、安全な室内環境の確保を推進します。

【5 安心して外出できる環境の整備】

- 誰もが安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを推進するとともに、マタニティマークの普及など、ハード・ソフトの両面から一体的にバリアフリー化を進めていきます。

【6 子供・子育てを応援する機運の醸成】

- イメージキャラクターを積極的に活用するとともに、子供が意見を表明するシンポジウムの開催や企業・店舗等による子育て家庭へのサービス提供などにより、子供・子育てを応援する機運を醸成していきます。



【イメージキャラクター】

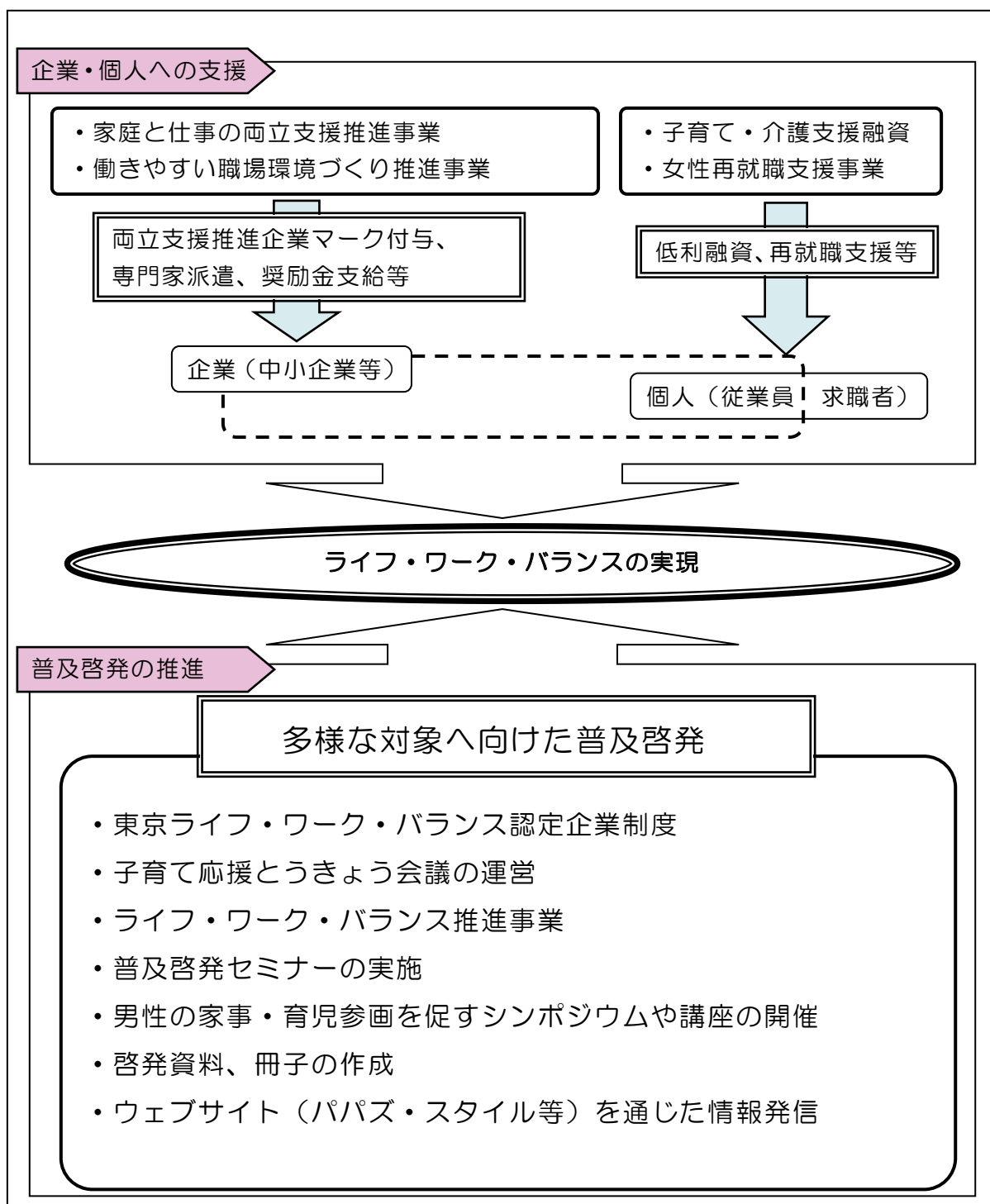


東京都の子育て情報サイト「とうきょう子育てスイッチ」
<https://kosodateswitch.jp/>



目標5 【1 家庭生活と仕事との両立の実現】

性別にかかわらず仕事だけでなく子育て等を含めた家庭生活全般を充実して送ることができるよう、ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、中小企業等への支援や、多様な対象へ向けた普及啓発を進めていきます。



目標5 【2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進】

通学路等における安全対策の強化、インターネットの適正利用の推進、薬物乱用防止対策など、子供を犯罪等の被害から守るために、総合的な取組を推進します。

子供を犯罪被害から守るための取組を推進

東京都・区市町村・警視庁・関係団体等が連携して、子供を犯罪被害から守るための取組を進めていきます。

子供が危険を予測し、回避する能力を高めるための教育を充実

- ・小学校就学前の児童を対象に危険予測・回避能力を高めるための取組を推進
- ・防犯教室、セーフティ教室の充実 など

登下校区域における安全対策を強化

通学路や学童クラブへの経路等の登下校区域に区市町村が設置する防犯カメラの設置費を補助し安全安心を確保

子供に対して防犯教育ができる人材を育成

子供に対して防犯教育ができる人材を育成する講座を開催し、地域における子供を犯罪被害から守る体制を強化

インターネットの適正利用を推進

- スマートフォンやインターネットにおけるルール・マナーを順守し、「自撮り画像被害」などのトラブルに巻き込まれないため、「ファミリールール」講座を開催するなど、保護者への啓発を図るとともに、子供自身が身を守る力をつける取組を進めます。
- ネット・スマホのトラブル相談窓口（こたエール）の運営により、ネット・ケータイのトラブルや悩みの解決を支援します。



薬物乱用防止対策の推進

- 青少年による薬物乱用を防止するため、薬物乱用防止教室の実施や啓発パンフレット、リーフレット等の作成を行っていきます。
- インターネット上で販売されている危険ドラッグを入手し分析して、違反成分を検出した場合には、物品の販売中止等指導取締りを行うとともに報道発表も行い、都民へ危険性の周知を図っていきます。



指定薬物（※）の「使用・所持」も処罰対象です。
 ※中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚を引き起こす作用を有する蓋然性が高く、人体に使用すると保健衛生上の危害が発生するおそれがある物として、国が指定するもの

目標5 【3 子供の安全を確保するための取組の推進】

参加・体験・実践型の交通安全教育の推進、事故防止に関する情報の発信、子供の安全に配慮した商品の普及など、子供の安全を確保するための取組を推進していきます。

交通事故防止等の取組

交通安全教育の推進

小学校・中学校・高校等において発達段階に応じた段階的かつ体系的な参加・体験・実践型の交通安全教育（自転車の安全利用を含む。）を実施、チャイルドシート講習会の実施 など

ハードの整備

子供の利用機会が多い交差点の信号機を対象とした信号制御機の更新や青時間延長機能の付加など

子育て世代への情報発信・普及啓発

- 乳幼児の転落・転倒、やけど、誤飲に関する事故防止ガイド等を作成し、子供の事故防止に関する知識を情報発信します。
- 子育て世代が多く集まる各種イベント等で家の中の危険や子供服の安全性など子供の事故防止に関する模型・パネル等の展示を活用して、より多くの保護者や子供に体験型の啓発を行っていきます。



安全な商品の普及

- 事業者等と連携して、子供の安全に配慮した商品見本市を開催し、子供の事故防止の視点で開発された安全・安心なデザインの商品をPRしていきます。
- 事業者による安全な商品の開発・製造、販売・流通拡大を促進するとともに、消費者が、安全な商品を主体的に選択・購入できる環境作りをしていきます。

目標5 【4 良質な住宅と居住環境の確保】

子供の健やかな育ちのために、親子が安心して生活できる良質な居住環境の整備を進めます。

子育て世帯に配慮した住宅の供給促進

- 子育て世帯に適した住まいの広さや安全性等を備え、子育て支援サービスとの連携や、地域・多世代交流等にも配慮した優良な住宅を認定する「東京都子育て支援住宅認定制度」の普及促進を図るとともに、認定住宅の整備を支援します。

安全で安心して子育てができる居住環境の整備

- 都営住宅の建設に伴い、必要となる道路・公園等の公共施設や保育所・児童館等の公益的施設を、「地域開発要綱」に基づき整備します。
- 入居を拒まない民間賃貸住宅の登録の促進及び登録住宅入居者への家賃債務保証や入居に係る相談等の生活支援を行う居住支援法人の指定を進めます。

ファミリー世帯のニーズへの対応

- 都営住宅や東京都住宅供給公社の入居者募集において、子育て世帯の入居の機会を拡大します。

都営住宅における入居機会の拡大

- ・ 一般募集とは別枠で行う「都営住宅若年夫婦・子育て世帯向け募集」（ひとり親世帯含む。）等
- ・ 優遇抽選制度やポイント方式による多子世帯向け募集の実施

東京都住宅供給公社における入居機会の拡大

- ・ 子育て世帯を対象に、新築住宅における倍率優遇や空き家への優先入居の実施
- ・ 優先入居等により子育て世帯が親族の近くに住む近居を支援

安全な室内環境の確保

- 化学物質による子供の健康への影響を予防するため、建材に由来する化学物質の低減化等のシックハウス対策の啓発を行い、安全な室内環境の確保を推進します。

目標5 【5 安心して外出できる環境の整備】

誰もが安心して外出できるよう、地域・企業等関係機関と連携し、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを推進するとともに、ハード・ソフトの両面から一体的にバリアフリー化を進めていきます。

外出環境の整備

赤ちゃん・ふらっと

授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を商業施設等に設置します。



こころとからだを育てる活動体験の活動広場拠点づくり

都立公園に野外体験や里山体験ができる広場を整備します。

バリアフリー化の取組

交通機関や公共空間のバリアフリー化を推進

- ・ ノンステップバスの導入
- ・ 駅施設のバリアフリー化
- ・ 道路のバリアフリー化
- ・ 歩道の整備・改善

情報バリアフリーや心のバリアフリーの推進

- ・ ユニバーサルデザインに関する情報を一元化したポータルサイトの運営
- ・ ハンドブックの作成等、心のバリアフリーに向けた普及啓発

都営交通の取組

- ・ 地下鉄車両の更新にあわせ、各車両にフリースペースを導入します。また、大江戸線の一部の車両に子育て応援スペースを試験的に設置しています。
- ・ 子供が IC カードで駅の自動改札を通過した際に、保護者に利用駅や通過時刻などをメール配信するサービスを導入
- ・ 都営バス（乗合バス車両）については、平成 24 年度末に全車両をノンステップバスとしています。

【フリースペース】



目標5 【6 子供・子育てを応援する機運の醸成】

イメージキャラクターを積極的に活用するとともに、子供シンポジウムの開催などにより、子供・子育てを応援する機運を醸成していきます。

子育て応援とうきょう会議

➤ 子育て応援とうきょう会議とは

様々な分野の機関・団体・学識経験者が連携し、社会全体で全ての子供と子育て家庭を支援することができる東京の実現に寄与することを目的とする任意団体です。

➤ 主な取組内容

- ポータルサイト「とうきょう子育てスイッチ」により、子育て当事者・支援者に役立つ情報を発信
- 本会議の趣旨に賛同する企業・NPO・自治体等の協働会員が行う子育て支援に関する取組を推進
- 協働会員（約600団体：令和2年1月時点）が地域において実施する取組のPRを実施
- 「子育て協働フォーラム」において、子供が意見表明できる子供シンポジウムを開催



イメージキャラクター

子育て応援とうきょうパスポート

➤ 事業の仕組み

社会全体で、子供と子育て家庭を応援する機運を醸成する本事業の趣旨に賛同する企業や店舗等の善意により、18歳未満の子供や、妊娠中の方がいる世帯に様々なサービスを提供する。



＜提供サービスの種類＞

- ① 粉ミルクのお湯の提供
- ② おむつ替えスペースあり
- ③ トイレにベビーキープ設置
- ④ 授乳スペースあり
- ⑤ キッズスペースあり
- ⑥ ベビーカー入店可能
- ⑦ 景品の提供
- ⑧ ポイントの付与
- ⑨ 商品の割引
- ⑩ その他

➤ 協賛店等

都内約5,000店（令和2年1月時点）

子供の意見を聴きました⑥ ～東京都立立川高等学校～

○ 令和元年12月、東京都立立川高等学校において「安心して子供を産み育てられる社会～東京都の保育事情～」をテーマに、幼児教育・保育の無償化の概要や都の取組について説明を行い、2年生の子供たちから意見を聴きました。



○ 子供たちは、保育サービスを利用する児童が増加する中、都内の待機児童が減少してきたこと、待機児童のほとんどが0歳から2歳までの子供であることについて学ぶとともに、都の待機児童対策や、保育の質を向上する取組について説明を受けました。その上で、「どんな保育サービスがあると安心して子供を産み育てられるか」をグループで話し合い、意見を発表しました。

○ 子供たちからは、保育サービスの充実についての意見として、「保育士の待遇改善が必要」「認可外保育施設に対しても行政の支援を行うべき」「外国にルーツを持つ子供や障害がある子供についても、等しく保育サービスが提供できるような取組が必要」などの意見が発表されました。また、保育サービスの利用は働き方と大きく関わりがあることから、「育児休業をとりやすくすることが一番」「2歳までは父と母が短時間勤務になって、交互に子供の面倒を見ることができたらいい」「小さな子供を持つ父母が長時間労働を強いられる職場環境を変えるべき」という意見が多く出されました。さらに、働くことと子育てを分断するのではなく、「在宅ワークを推進すれば、保育所に預ける必要がなくなる」「職場に保育所や子供の居場所があれば、働きながら子供を見ることができる」「職場に子供を連れていけるよう、子連れ専用車両があるといい」などの意見がありました。

○ 授業後に実施したアンケートでは、待機児童や保育士不足、長時間労働などの報道を見聞きして、子供たちが将来の子育てに不安を抱いていることがわかりました。また、子育てと仕事の両立の大変さを踏まえ、「2歳までは在宅で子育てしたいから、在宅サービスも充実させてほしい」という意見も寄せられました。将来を担う子供たちのために

も、都として、「安心して子供を産み育てられる社会の実現」に向けて、さらなる取組の充実が必要です。

○ 今回の取組は、子供たちにとって、保育サービスなどの子育て支援の在り方だけでなく、働き方や、少子化が社会に及ぼす影響のことまで幅広く考えるきっかけになりました。



<家庭科担当の先生からひと言>

本校の家庭科では、「みんなで子育てをしていくためには？」ということを念頭に授業をしてきました。出前授業で、現在の「東京都の保育事情」について理解することができ、近い将来を客観的に考える良い機会になったと思います。

関連事業一覧（再掲）

7	在宅子育てサポート事業
71	保育サービスの拡充
84	保育所等利用多子世帯負担軽減事業
102	医療的ケア児への支援
105	保育の質の確保
110	保育人材の確保及び定着支援
292	家庭と仕事の両立支援推進事業
295	ライフ・ワーク・バランス普及促進事業
359	地下鉄車両へのフリースペース導入

主な事業の紹介

ライフ・ワーク・バランスの推進

～働き方改革等に取り組む企業を応援します～

東京都では、ライフ・ワーク・バランスや働き方改革について社会的な機運の醸成を図り、都内の企業雇用環境整備を推進するため、取組を進めています。

<ライフ・ワーク・バランス普及促進事業>

- ライフ・ワーク・バランスの実現をより一層効果的に促進するため、皆様が広く目にする媒体を活用した広報キャンペーンを実施しています。



▲男性の育児休業取得など両立推進に向けた動画

<ライフ・ワーク・バランスEXPO東京>

- 働き方改革の取組やライフ・ワーク・バランスの実現を促進するため、先進企業の具体的かつ実践的な取組事例の紹介や、職場環境の改善や生産性向上に効果的なオフィス空間や支援ツール等を展示する総合展を開催しています。



▲イベントの様子

子供の意見を聴きました⑦ ～文京区立関口台町小学校～

- 令和元年12月、文京区立関口台町小学校において「子供の育ちを支える体験学習～知りたい！やりたい！を考えてみよう～」をテーマに出前授業を行い、4年生の子供たちから意見を聴きました。
- 子供たちは、都が、子供の個性や創造力を伸ばすために、多種多様な経験を積み重ねる機会を提供する取組を進めていることを学び、これまでに体験した社会科見学や音楽鑑賞について振り返るとともに、中学生や高校生を対象とした幅広い分野の体験の取組について説明を受けました。
- 様々な種類の体験学習の機会があることを知ったうえで、「ほかに、どのような取組があったら参加したいか」をテーマにグループで話し合い、意見を発表しました。
- 自然に関する分野では、ただ自然と触れ合うだけでなく、地球温暖化防止や森林の保護、生物の多様性を維持するという具体的な問題意識をもって、自然を守るための具体的な活動について提案がありました。
- 伝統・文化・スポーツについては、日本の文化を知って外国文化と比較したいという意見や、外国の文化を学ぶため、外国の子供たちと交流したいという意見がありました。また、東京2020大会に向け、「外国のスポーツを学びたい」「スポーツ選手と交流して努力の大切さを学びたい」という意見も出ました。
- 科学については、学校ではできない大規模な実験や、ロボット・ゲームの開発に関わるような体験をしたい、という意見がありました。
- 職業体験や子育てなどの将来を見据えた体験については、理解を深めることができるよう、時間をかけてじっくり取り組みたいという意見が多く出されました。
- そのほか、防災・防犯の観点から「身を守る方法を学びたい」「災害ボランティアを体験したい」という意見や、環境問題について「ゴミを減らして環境を守る大切さを学ぶため、ゴミ処理を体験する」という意見も発表されました。



- 様々な分野の意見が出される中で、子供たちが、目的や問題意識をもって体験したいと考えていることがわかりました。
- 実現には様々な課題がありますが、子供たちの意見を受け止めて、子供たちの育ちを支えていけるよう、今後の取組について検討を進めていきます。

<担任の先生からひと言>

10歳の児童が都民を代表し、未来の後輩たちのために一生懸命に考え、話し合う姿を嬉しく思いました。「自分たちが社会をより良くしていく。」そんな気持ちを児童にもたせるきっかけとなる授業だったと思います。

関連事業一覧（再掲）

118	地域スポーツクラブの設立・育成支援事業
121	オリンピック・パラリンピック教育の推進
127	理数教育の推進
135	学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進
144	防災教育の推進
150	東京都英語村「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の活用による、児童・生徒の英語学習の意欲向上
151	子供向け舞台芸術参加・体験プログラム
153	中学生の職場体験
156	高等学校「家庭」における保育体験活動の充実
343	こころとからだを育てる活動体験（野外体験・里山体験）の活動広場拠点づくり

主な事業の紹介

こころとからだを育てる活動体験 （野外体験・里山体験）の活動広場拠点づくり

- 東京都では、都市化や家族形態の変化により、都市生活の中では得られなくなった野外体験や里山体験を親子連れ、高齢者など、多くの都民が都立公園で楽しめる広場を整備しています。
- 野外体験や里山体験を通じて自然と親しむ機会を提供し、快適さを備えた公園整備を行うことにより、都心や丘陵地の公園に来園する都民が増加し楽しめる公園の整備をします。



<狭山公園の整備>

「狭山公園マネジメントプラン」では、「子どもたちの健やかな成長の場となる都立公園」を目標の一つに掲げ、子どもたちの健やかな成長や多世代の交流のために、公園の豊かな自然環境を活かした野外体験などの機会の提供を目指しています。



第3章

子供・子育て支援施策の具体的な展開

